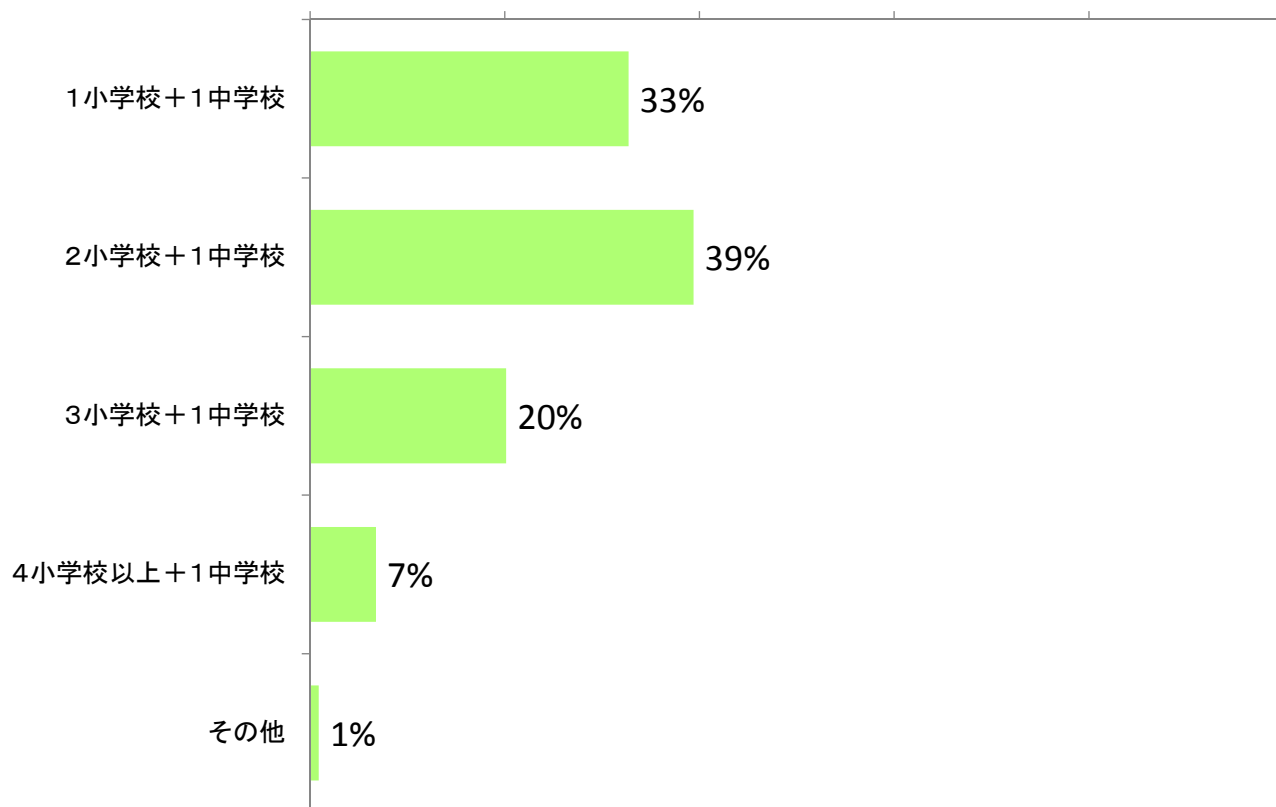


小中一貫教育に取り組む学校の組み合わせ



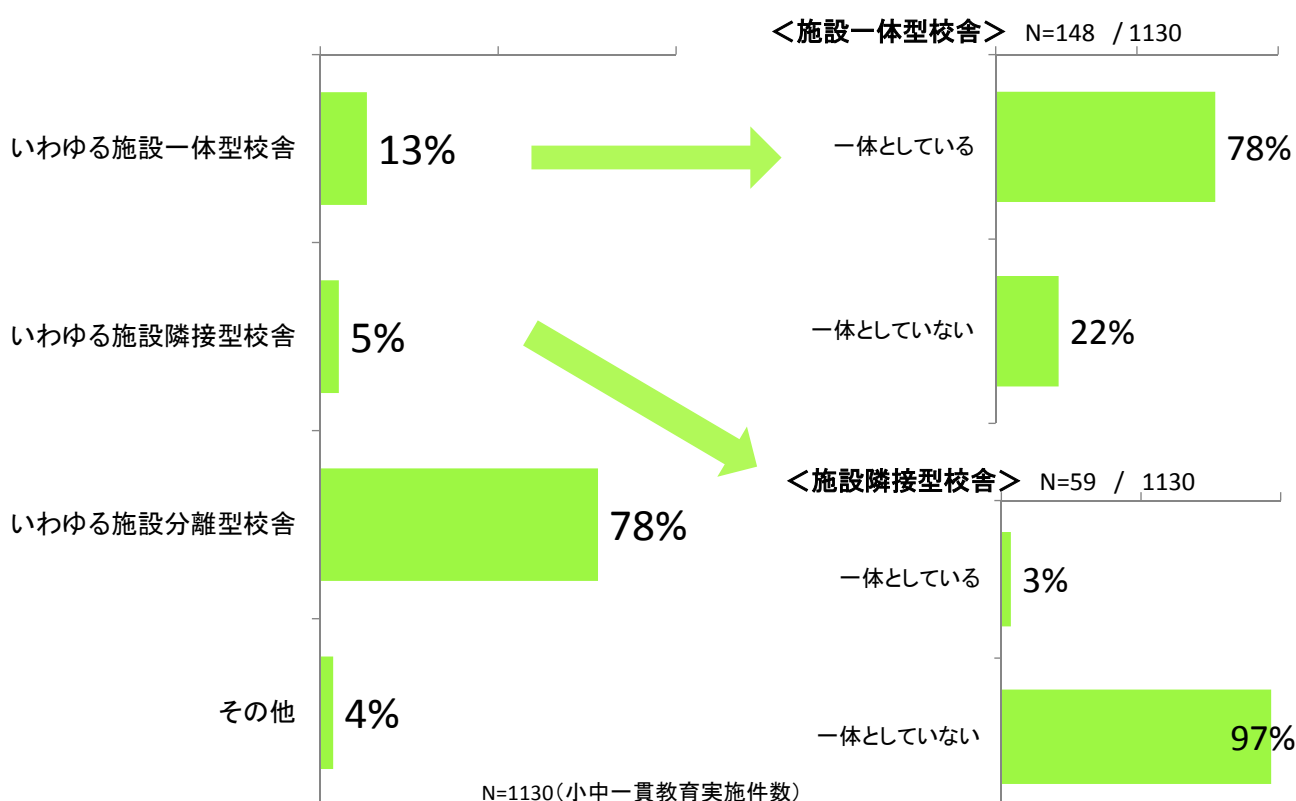
N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

校舎設置状況

校舎設置状況

職員室を一体化しているか



N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

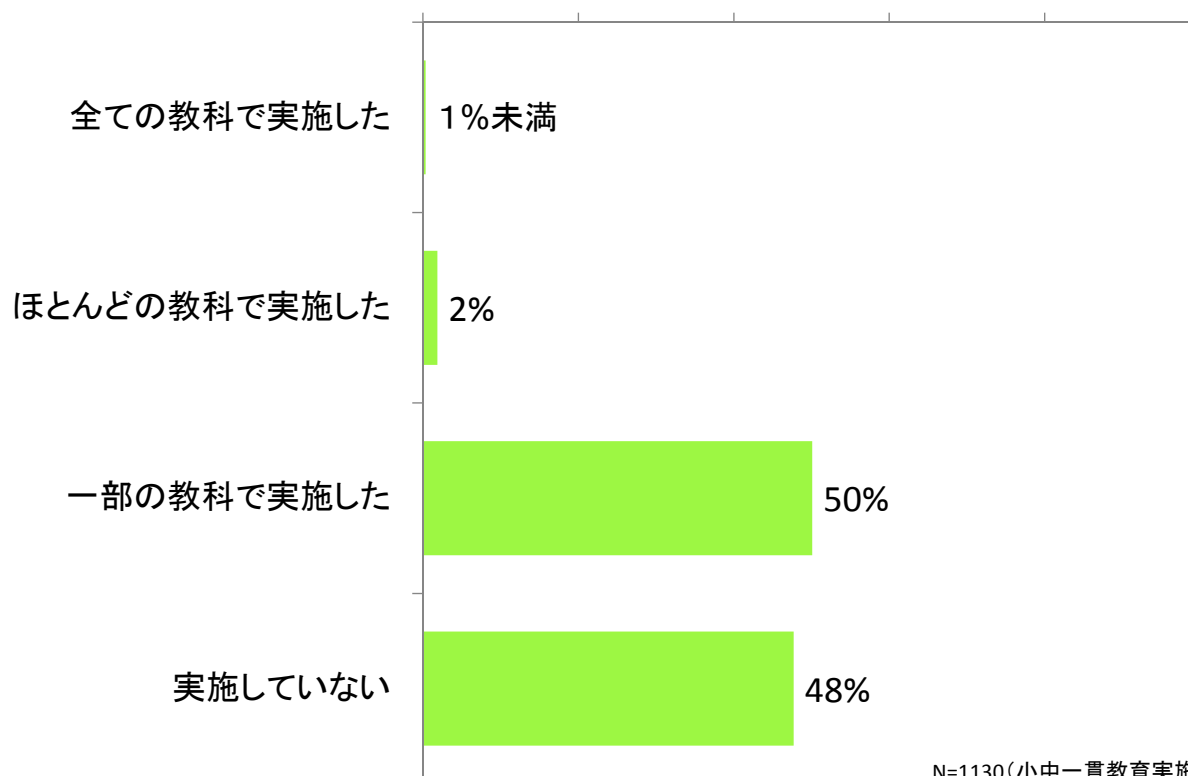
校長の体制

	一人の校長が小・中学校を兼務している	学校毎に校長がいるが、責任者としての役割を果たす校長が決まっている	学校毎に校長がおり、適宜連携を図っている	全体
施設一体型	112 (76%)	9 (6%)	27 (18%)	148 (100%)
施設隣接型	7 (12%)	8 (14%)	44 (75%)	59 (100%)
施設分離型	4 (0%)	91 (10%)	787 (89%)	882 (100%)
その他	8 (20%)	7 (17%)	26 (63%)	41 (100%)
全体	131 (12%)	115 (10%)	884 (78%)	1130 (100%)

N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小学校における教科担任制の実施状況



N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

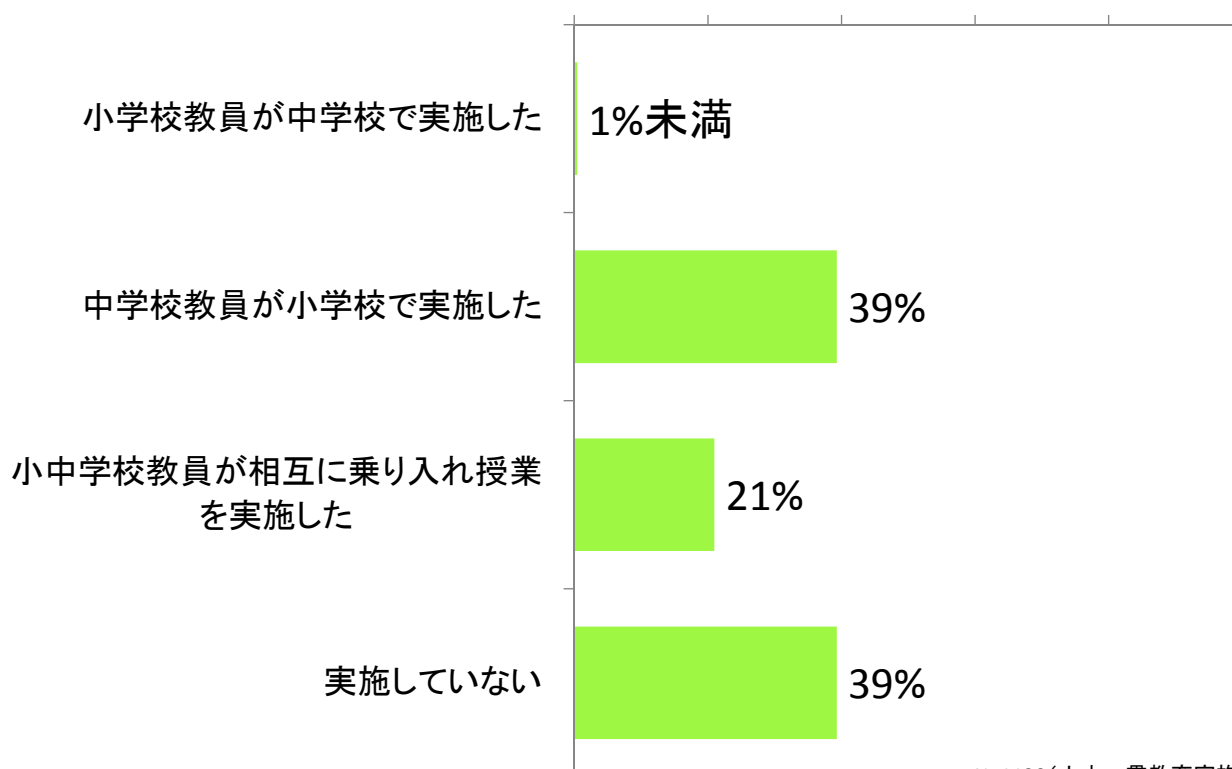
小学校における教科担任制の実施教科・導入開始学年

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	外国語活動	総合
実施	17%	36%	23%	66%	1%	77%	38%	47%	33%	28%	2%
うち第3学年で導入開始	19%	14%	14%	17%	20%	47%	37%	0%	22%	10%	17%
うち第4学年で導入開始	12%	13%	16%	17%	0%	17%	15%	0%	11%	2%	8%
うち第5学年で導入開始	38%	47%	42%	43%	60%	23%	32%	81%	41%	59%	67%
うち第6学年で導入開始	30%	27%	28%	24%	20%	13%	15%	18%	26%	29%	8%

N=591（教科担任制を実施している件数）

出典：文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小・中教員の乗り入れ授業の実施



N=1130（小中一貫教育実施件数）

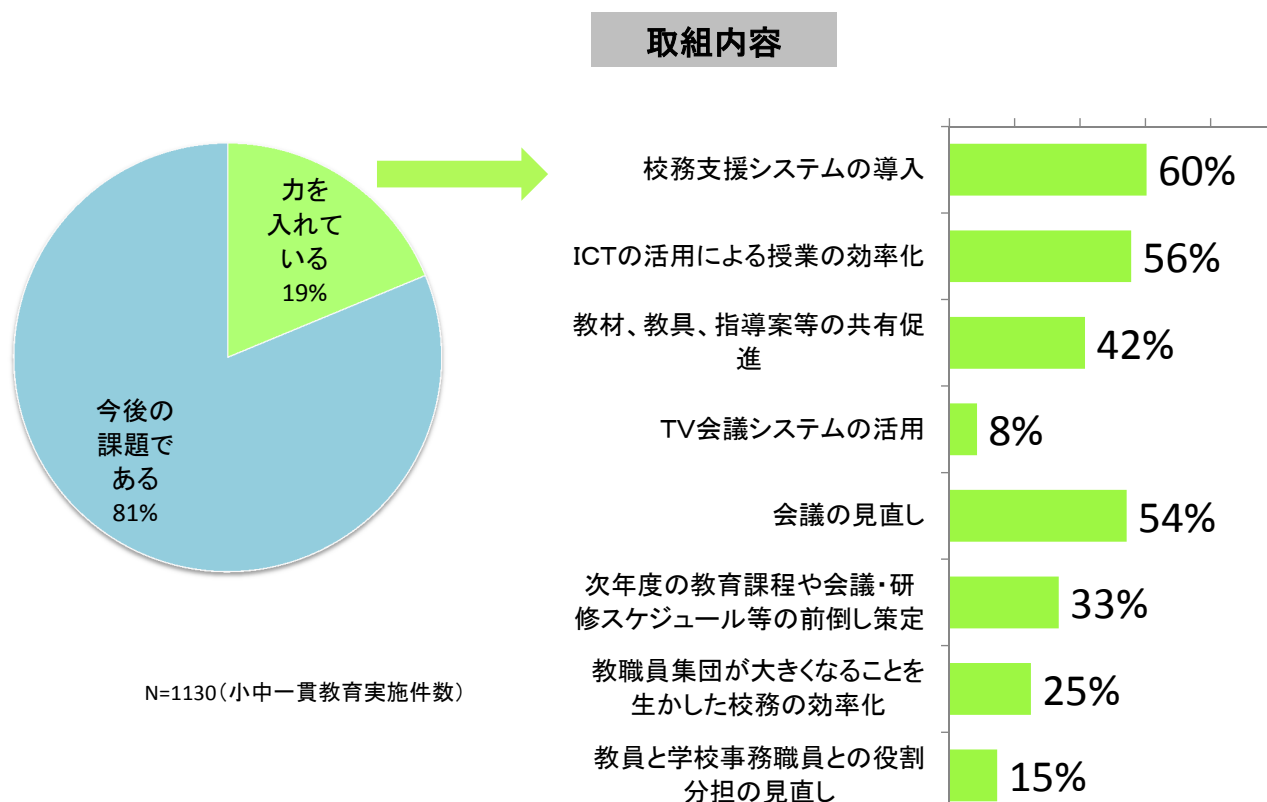
出典：文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小・中教員の乗り入れ授業の実施教科

小学校教員が中学校で乗り入れ授業を実施 (N=242)								
対象教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	
	20%	18%	55%	24%	19%	13%	21%	
	技術・家庭	外国語	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	独自の 新設教科等		
	17%	25%	8%	8%	5%	7%		
中学校教員が小学校で乗り入れ授業を実施 (N=681)								
対象教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	体育	生活
	21%	20%	39%	30%	38%	21%	39%	1%
	家庭	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	独自の 新設教科等		
	10%	1%	58%	5%	4%	5%		

出典：文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

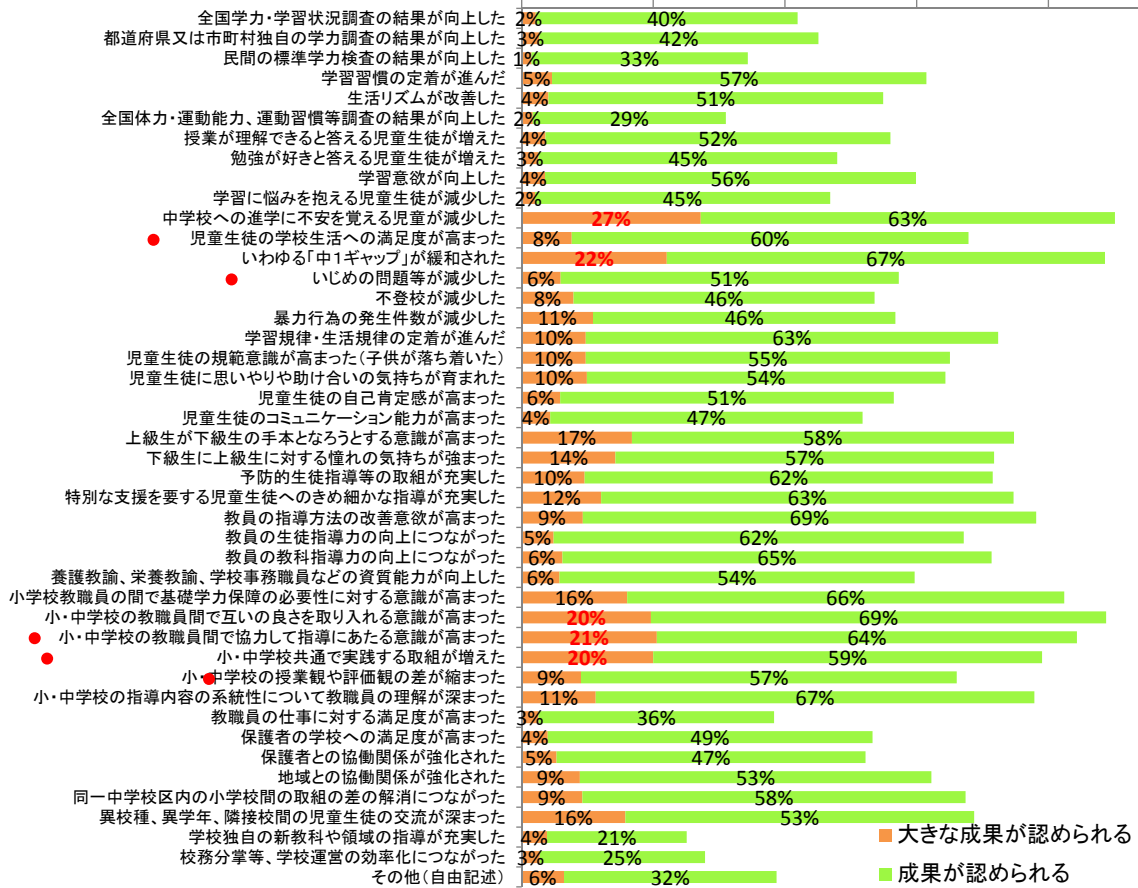
余裕時間の確保や負担軽減の取組



N=212

出典：文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小中一貫教育の成果

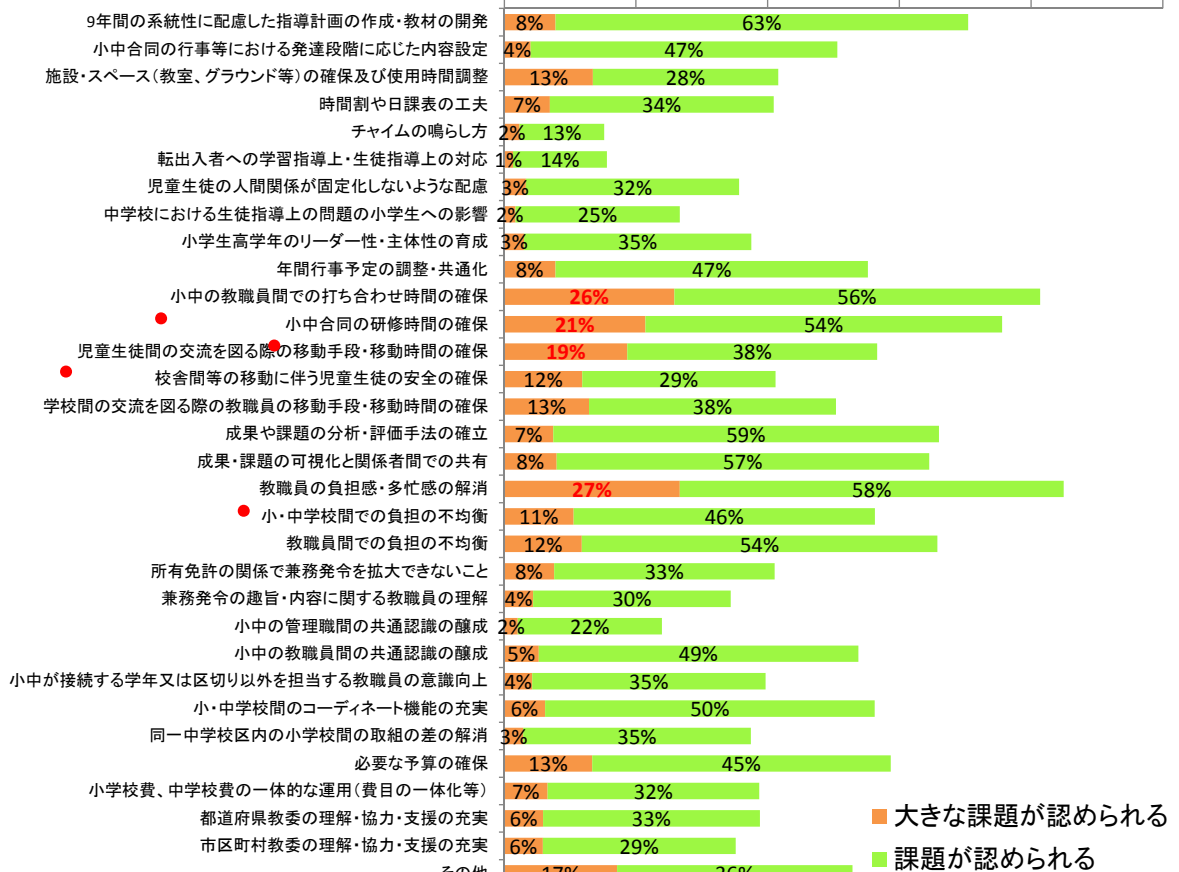


※「大きな成果が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小中一貫教育の課題



※「大きな課題が認められる」の回答が特に多い項目については●で示している。

N=1130(小中一貫教育実施件数)

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小中連携と学力調査の結果の相関について

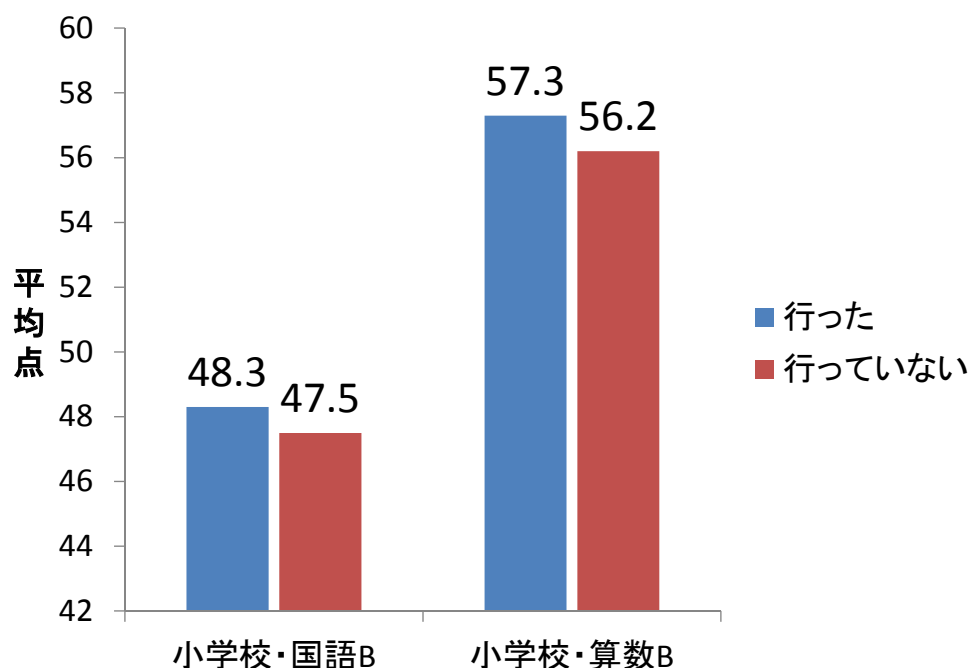
平成25年度全国学力・学習状況調査「教育委員会に対する調査」においては、市町村教育委員会の教育施策の実施状況と学力（教科の平均正答率）との関係について調査しており、全45項目の内、以下の18項目については学力との相関が見られている。

- ・情報教育担当の指導主事の配置
- ・生徒一人あたりの学校教育費
- ・言語活動充実のための取組
- ・グローバル人材育成のための取組
- ・地域社会の一員として意識を高める取組
- ・独自の教材の開発や普及
- ・ICT環境整備等に係る計画策定
- ・ICTを活用した授業実施のための指導資料の作成
- ・ICT活用に関する教員研修
- ・授業力向上のための研修会
- ・保育士や幼稚園教員と小学校教員の合同研修
- ・幼稚園教員と小学校教員の人事交流
- ・**小学校教員と中学校教員の合同研修**
- ・**小学校教員と中学校教員の人事交流**
- ・**小学校と中学校の教育課程の接続**
- ・全国学力・学習状況調査の結果の分析・検証の有用性
- ・全国学力・学習状況調査の問題、結果や「授業アイデア例」を用いた指導改善のための研修等
- ・独自の学力調査の実施

44

小中連携と学力調査の結果の相関①

設問：小学校と中学校の連携の取組として、小学校の教員と中学校の教員との合同研修を行いましたか。

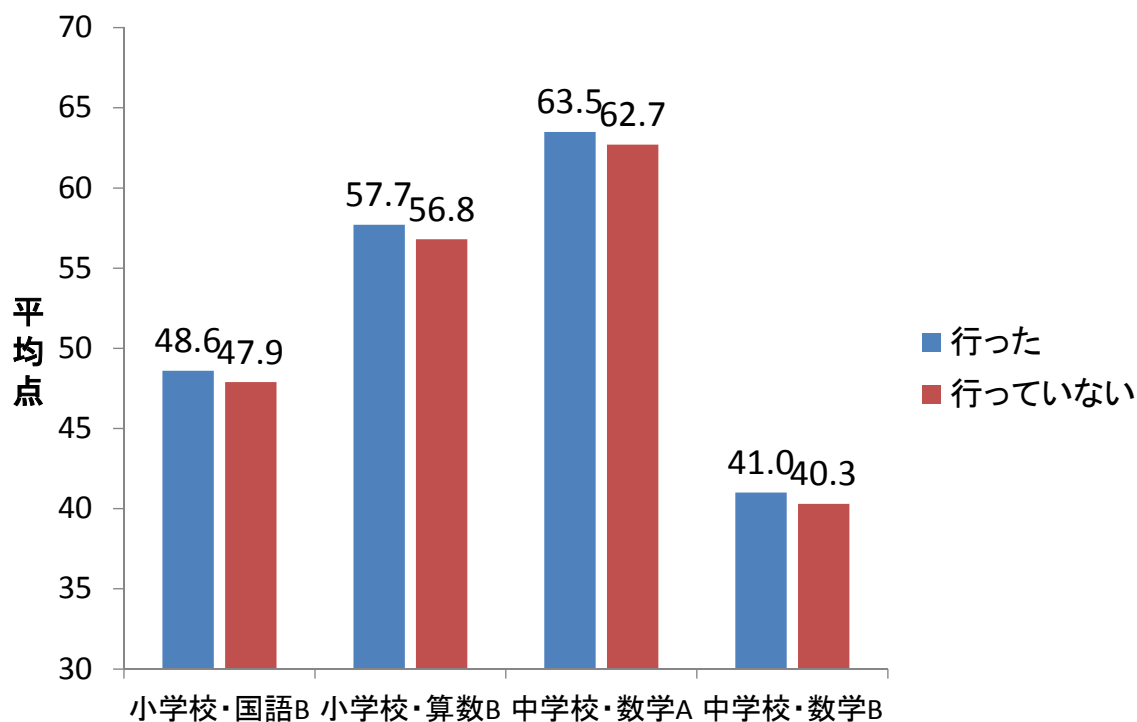


45

※教育委員会調査の項目のうち、教科の平均正答率と相関が見られたもの
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）「教育委員会に対する調査」

小中連携と学力調査の結果の相関②

設問：小学校と中学校の連携の取組として、小学校と中学校の教育課程の接続を行いましたか。

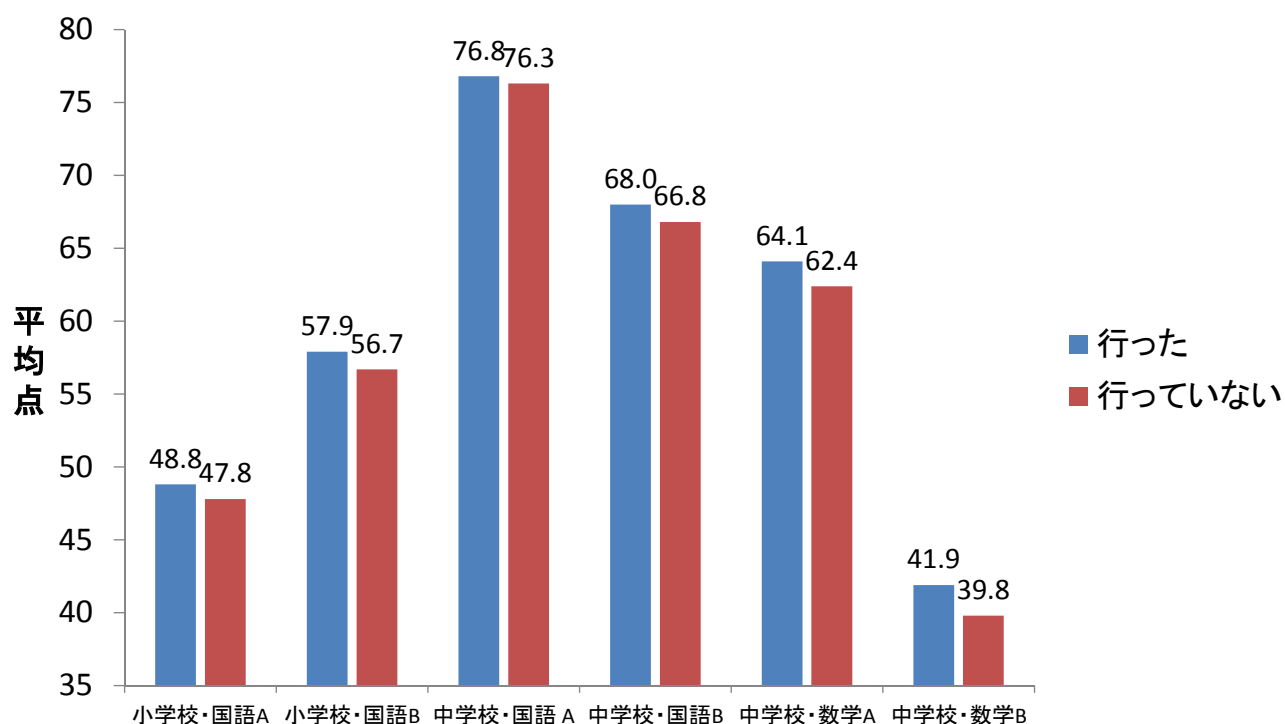


46

※教育委員会調査の項目のうち、教科の平均正答率と相関が見られたもの
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)「教育委員会に対する調査」

小中連携と学力調査の結果の相関③

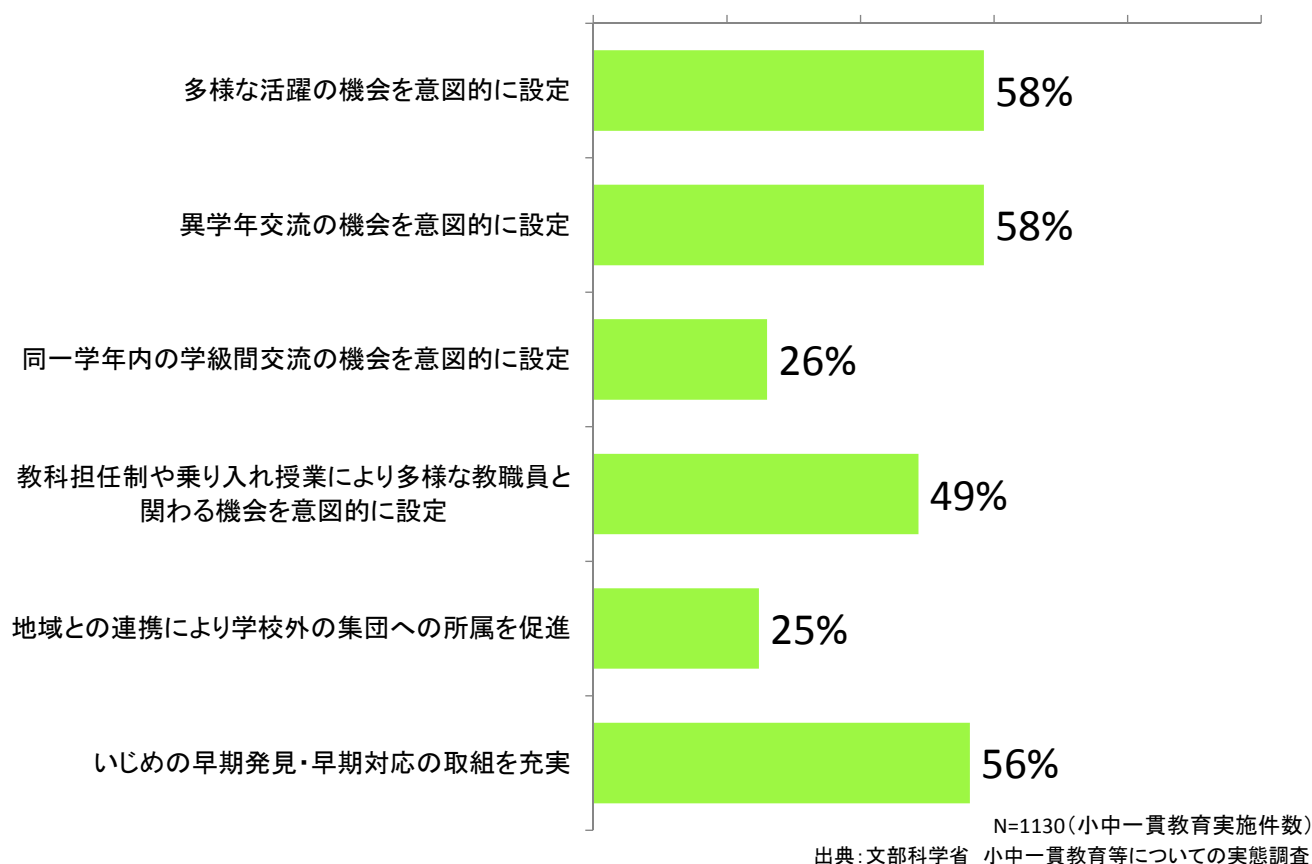
設問：小学校と中学校の連携の取組として、小学校の教員と中学校の教員の人事交流を行いましたか。



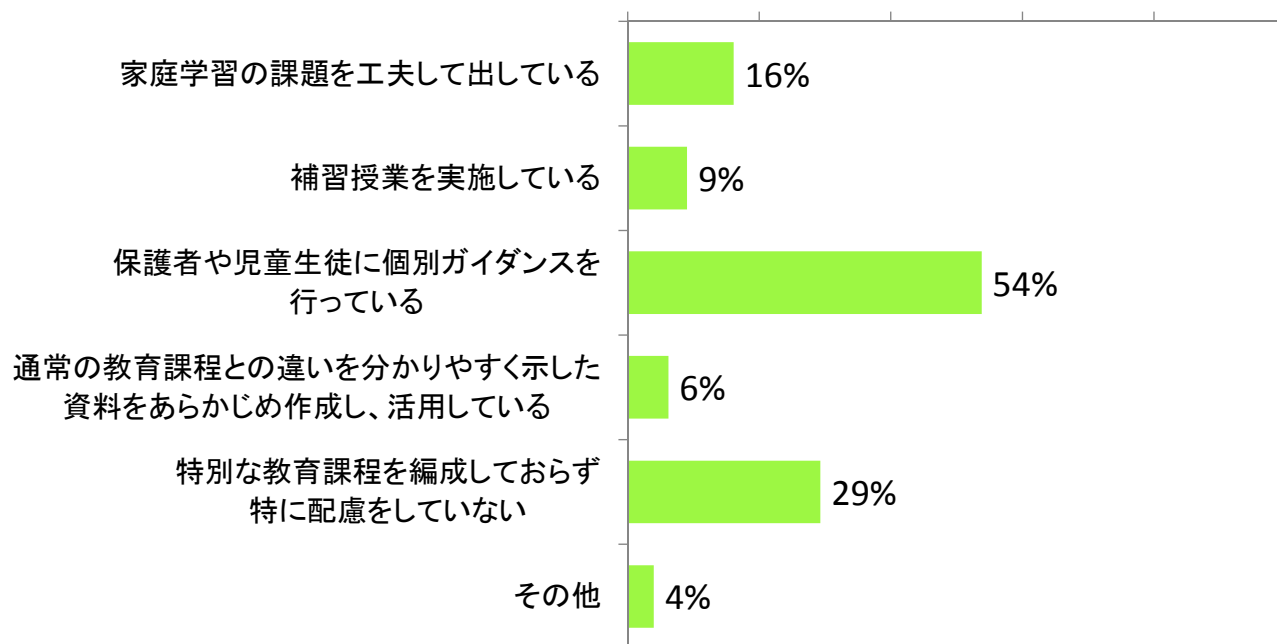
47

※教育委員会調査の項目のうち、教科の平均正答率と相関が見られたもの
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)「教育委員会に対する調査」

児童生徒の人間関係や相互評価が固定化しないような工夫



転出入学する児童生徒に対する配慮



N=1130(小中一貫教育実施件数)

【その他の主な内容】

- ・市独自のパンフレットを作成し配布している
- ・転校先に教育課程の違いを説明
- ・未習内容について補充的な課題・プリントなどを与える
- ・昼休み等に未習単元を個別指導
- ・定期・随時の教科相談を実施
- ・本人や保護者への丁寧な説明

出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

【事例1】 広島県呉市における取組

ねらい

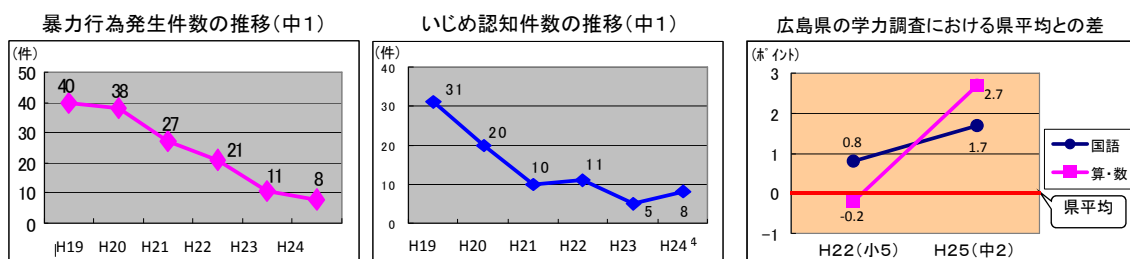
- (1) 義務教育9年間に修了するにふさわしい学力と社会性の育成
- (2) 中一ギャップの解消と自尊感情の向上

取組概要

- 市内の全26中学校区(施設分離型22中学校区、施設一体型4中学校区)で、現行制度の範囲内で、9年間を見通して行う小中一貫教育を実施
- 各中学校区の特色を生かし、小中合同授業、小中合同行事、小中合同研修会等を実施
- 9年間を前期(4年)、中期(3年)、後期(2年)に区切り、中期に重点をおいた教育を展開
- 学習指導要領の範囲内で、各中学校区ごとに小中一貫カリキュラムを作成

成果

- 生徒指導上の諸問題の発生件数や不登校の数が年々減少
- 児童生徒の学力の向上
- ほとんどの教員が、「授業の工夫・改善の場面が見られた」、「小中学校を一貫したカリキュラムづくりは必要」と答えるなど、教職員の意識が向上



※第1回小中一貫教育特別部会(平成26年8月29日)配布資料

50

【事例2】 東京都品川区における取組

ねらい

- (1) 中学校の学習への接続を意識した小学校段階での指導を実現し、9年間継続した系統的な学習に取り組む。
- (2) 小学校から中学校への環境の激変を緩和することによりストレスを解消する。幅広い年齢の児童生徒と学校生活を共にすることにより、多様な人間関係を形成する。
- (3) 小・中学校間の情報共有により、9年間継続性のある生活指導を実現する。

取組概要

- 区内の全中学校区(施設一体型6校、施設分離型9中学校・31小学校)で、実施
- 区独自の「小中一貫教育要領」を定め、9年間の系統的な学習を実施
- 全学年に「市民科」を新設し、小1から「英語科」を実施
- 小5～中3に「ステップアップ学習(選択学習)」を新設
- 小5から教科担任制を導入
- 9年間を4年・3年・2年に区切ったまとまりで教育計画を立て実践

成果

- 国・都・品川区が実施する学力調査において全国平均を上回った学校数が増加するなど学力が向上
- 小中一貫教育実施によって、年々、不登校生徒の出現率が抑制
- 学習・生活規律の徹底、礼儀等の面で全国平均を上回る結果



※第1回小中一貫教育特別部会(平成26年8月29日)配布資料

51

【事例3】 東京都三鷹市における取組（教育課程の特例を用いない取組）

ねらい

- (1) 小・中学校の教員が、目指すべき「15歳の姿」の共有しつつ、徹底して協働し、発達段階に即した「学び」の系統性と連続性の確保、小中の円滑な接続を図る。
- (2) 小学校の効果的な指導を発達段階を考慮して中学校に引き継ぐ。
- (3) 中学校でのつまずき、思春期等を見通した共通理解・早期対応を図る。



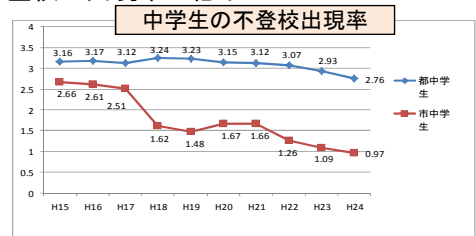
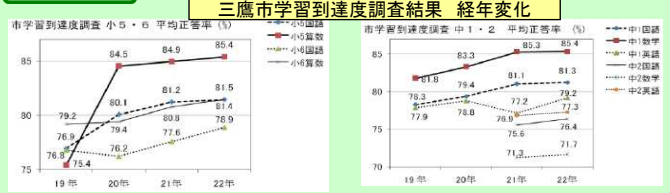
取組概要

- 義務教育9年間の教育を
 - ① 現行の法制度（6-3制）の下で、
 - ② 既存の小学校・中学校を存続させた形で、
 - ③ コミュニティ・スクールを基盤として、
 - ④ 小・中一貫カリキュラムに基づき、系統性と連続性を重視して行い、児童・生徒に「人間力」と「社会力」を培う
- 全教員が小・中学校双方の教員として兼務発令を受け、相互乗り入れ授業を実施

成果

- 自然教室、プレ中学生体験、部活動体験、中学生の小学校ボランティア訪問等の小・小及び小・中間の交流活動により、学園の子供としての一体感が醸成
- 小・中学校の教員同士の相互理解が促進され、協力し合う姿勢が定着
- 小・中学校教員の授業交流により児童・生徒の学習意欲・学力が向上
- 学園の教育活動により、学校生活への安心感が増し、不登校の出現率が低下

学力向上



※第1回小中一貫教育特別部会（平成26年8月29日）配布資料

52

【事例4】 埼玉県入間市における取組

ねらい

- (1) 学校力の向上・教職員の資質向上
- (2) 日本一の教育都市 入間の実現 ※「教育の質」が日本一

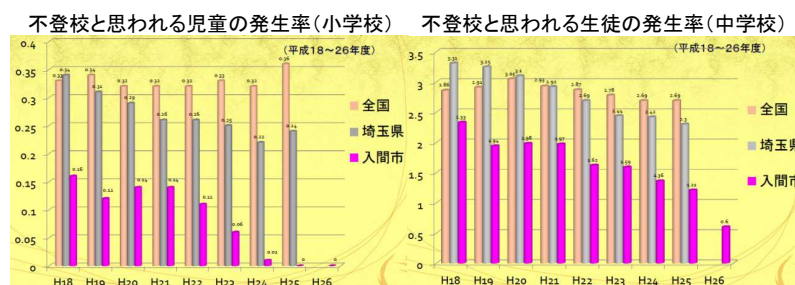
豊かな人間性の育成

取組概要

- 平成21年度から推進している「子ども未来室事業」を踏まえて導入
 - ※子ども未来室事業・・・0歳から20歳までの全ての子どもの自立支援を図るため、保幼小の連携、小中及び中高の連携に取り組む事業
- 市内全ての中学校区（小学校16校、中学校11校・全て施設分離型）で実施
- 小学校の教師が中学校に出向くことができるよう、全ての小学校にサポーターを配置
 - ※1週間に6～10時間程度、小学校の教師が中学校に出向いている。
- 学年区分は4・3・2を目指し、小5から一部教科担任制を導入

成果

- 小学校の不登校は平成25年にゼロとなり、中学校の不登校も年々減少
- 学力について、連携・一貫開始前は全国平均より劣っていた中学校において、平成25年度は全国平均を超え、秋田県とほぼ同等まで上昇



全国学力調査結果（平成25年度）
（全国・秋田県と東町中の比較）



※第2回小中一貫教育特別部会（平成26年9月8日）における入間市から40アラインを元に作成

53

【事例】 京都府京都市における取組

ねらい

- 家庭教育も含めた計画的・系統的な一貫教育を地域と一体となってい、小中9年間の学びと育ちに責任を持つ

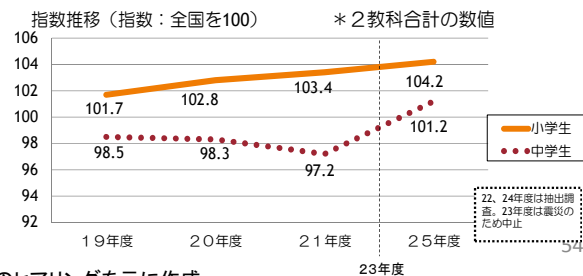
取組概要

- 市内の全中学校ブロック(施設一体型4、併設型2、分離型64、その他3)で、実施
- 以下の「5つの視点」による取組を実施
 - (1) 小中一貫共通目標 … 目指す子供像を共有し、「生きる力」の育成を図る
 - (2) 教育課程／指導形態の工夫・改善 … 教育課程の編成や指導形態などの工夫・改善を図り、「確かな学力」の育成を目指す
 - (3) 教育活動の連続性 … 子供たちの教育活動の連続性を高める
(例: 児童生徒交流、部活動体験、合同宿泊行事)
 - (4) 教職員間の連携・協働 … 小中学校の教職員間の「連携」と「協働」を深める
(例: 教職員合同研修会)
 - (5) 家庭・地域との連携・協力 … 家庭や地域との「連携」「協力」をより一層推進する
- 小中間の段差を学力面からフォローする「京都市学習支援プログラム」を実施

成果

- 地域の意識改革(地域全体で子供を育む)、教職員の意識改革(中学校ブロック全体で学力向上を図る)の促進
- 同じ中学校区内の小学校同士の連携の推進(合同宿泊活動、話型・ノート・学習規律の統一)
- 小学校・中学校いずれにおいても学力が向上

【全国学力・学習状況調査の結果】



※第3回小中一貫教育特別部会(平成26年9月19日)における京都市からのヒアリングを元に作成

54

小中一貫教育関連基礎資料

4 節 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性 関連

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別 (中学校・高等学校については教科別)

① 普通免許状 (有効期間10年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

② 特別免許状 (有効期間10年)

③ 臨時免許状 (有効期限3年)

○ 授与権者: 都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

・普通免許状 : 全ての都道府県

・特別免許状 } 授与を受けた
・臨時免許状 } 都道府県内

56

普通免許状

H24年度授与件数: 208, 237件

(内訳) 専修免許状: 14, 829件 一種免許状: 150, 720件 二種免許状: 42, 688件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

[教科に関する科目
教職に関する科目]

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H24年度授与件数: 52件

(平成元~H24年度総授与件数: 549件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H24年度授与件数: 9, 214件

(前年度9, 319件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

H24年度届出件数: 19, 358件
(前年度19, 370件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

H24年度許可件数: 12, 241件
(前年度12, 551件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

【所有する免許状と担任できる教科等】

	幼稚園	小学校					中学校				高等学校		
		各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
幼稚園の教員免許状	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校の教員免許状	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	○	○	○	○	×	×	×
高等学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	△※3	×	△※3	×	○	○	○

※1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能。

※2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能。

※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関係する事項の担任が可能。

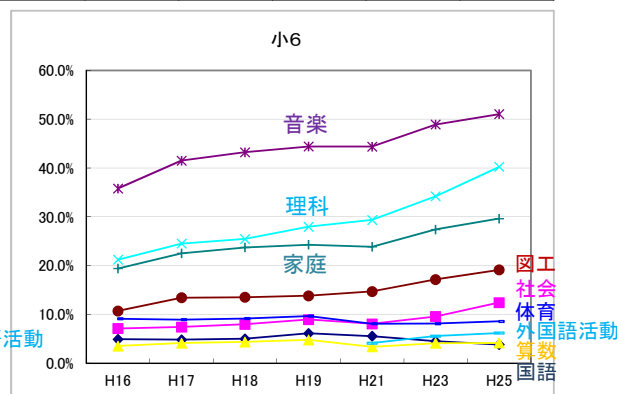
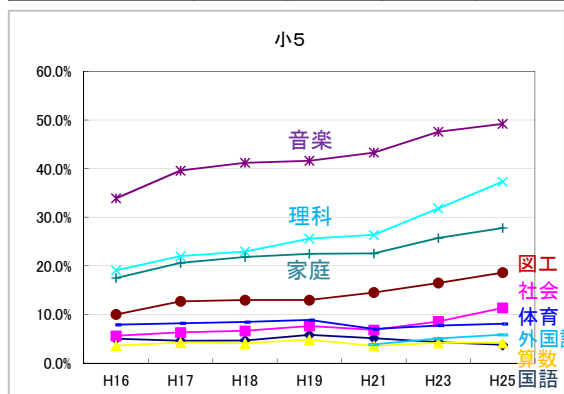
	中等教育学校						
	前期課程				後期課程		
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	△※4	×	△※4	×	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○

※4 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関係する事項の担任が可能

58

教科等の担任制の実施状況（小学校）（平成25年度）

学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動
第1学年	0.5%		0.6%		0.5%	9.2%	3.5%		3.4%	
第2学年	1.3%		1.0%		0.9%	15.9%	7.1%		4.4%	
第3学年	2.5%	3.6%	2.2%	15.9%		34.9%	13.9%		5.0%	
第4学年	2.9%	5.0%	2.5%	24.3%		43.0%	17.3%		5.8%	
第5学年	3.7%	11.4%	4.2%	37.3%		49.2%	18.6%	27.8%	8.1%	5.8%
第6学年	3.8%	12.4%	4.1%	40.2%		51.1%	19.1%	29.6%	8.6%	6.2%



注 ここでの教科担任制とは、上記の教科等について、年間を通じて教科等担任制を実施するものをいう。

（教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものを含む。）

出典：文部科学省「平成25年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」 59

我が国の学制に関する戦後の主な制度改正

主な制度改正

- 実的な専門職業教育を施した人材の育成を目的として、
短期大学の発足(昭和25年)
※昭和39年に恒久化
- 理工系人材の需要拡大を背景とした、昭和32年中教審答申を受け、
高等専門学校制度を創設(昭和36年)
- また、職業や実生活に必要な能力や教養の向上を図ることを目的とした
専修学校制度を創設(昭和51年)
- 昭和46年中教審答申、昭和60年第一次臨教審答申を踏まえ、研究開発学校等の取組を推進。
平成9年中教審答申を踏まえ、
中高一貫教育制度を導入(平成11年)
- 障害の重度・重複化等に対応するため、
特別支援学校制度を創設(平成18年)

現在(平成25年)



(注) (1) *印は専攻科を示す。
(2) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。 60

諸外国の学校制度①(主に初等中等教育)

国名	イギリス (2013年)	ドイツ (2013年)	フランス (2013年)	オランダ (2013年)	フィンランド (2012年)
学 制	6-5-2	4-5/6/8/9, 6-4/6/7 (州や学校種により異なる)	5-4-3	8-4/5/6 (学校種により異なる)	6-3-3
義務教育期間	5歳から16歳 (11年間) ※2015年までに18歳まで教育 又は訓練を受けることを義務化	6歳~15歳(16歳) (9~10年間) ※州により異なる	6歳から16歳 (10年間)	5歳~18歳又は基礎資格取得まで (最長13年間) ※ただし、初等教育の開始は4歳から ※2007年に現在の制度に変更	7歳から16歳 (9年間)
学校教育における無償期間	5歳から18歳 (初等中等教育)	5歳(6歳)から高等教育段階まで無償 ※州により異なる	すべての教育段階で公教育は原則無償。	4歳から18歳までの最長14年間	6歳から高等教育段階まで無償。
職業教育を主とする学校が登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育
各国の学制のイメージ ■は無償化部分 ■は義務教育部分 ※代表的な大学までの進学経路を示しており、正確な学校系統図は参考資料集を参照					

国名	アメリカ (2013年)	ロシア (2011年)	シンガポール (2013年)	韓国 (2013年)	中国 (2013年)	日本
学 制	5-3-4、4-4-4、 6-3-3、6-2-4、 6-6、8-4 等 (学区により異なる)	4-5-2(3) (ただし、9年制 あるいは11年制の 学校が一般的)	6-4-2(3)、 6-5-2(3)、 6-6	6-3-3	6-3-3 (一部地域で 5-4-3)	6-3-3
義務教育 期間	5～8歳から16～18歳 (10～13年間) ※州により異なる ※最近20年で約3分の1の州 が義務教育期間を延長	6歳6か月から17歳6か月 (11年間)	6歳から12歳 (6年間) ※2003年より初等教育を義務 化	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)	6歳から15歳 (9年間)
学校教育に おける 無償期間	5～18歳 (幼稚園(5歳児)～ ハイスクール)	原則6～17歳 (基礎学校・初等中等 教育学校の第1～11学年)	6～12歳 (初等学校)	3～15歳 (幼稚園～中学校) ※私立幼稚園についても段階 的な無償化を導入中。高等学 校の無償化についても検討中	6～15歳 (小学校～初級中学)	6～18歳 (小学校～高等学校) ※高等学校は所得制限があ る
職業教育を 主とする学校が 登場する教育段階	後期中等教育	後期中等教育	前期中等教育	後期中等教育	後期中等教育	後期中等教育
各国の学制のイメ ージ ■ は無償化部分 ■ は義務教育部分 ※代表的な大学まで の進学経路を示して おり、正確な学校系統 図は参考資料集を参 照						

62

中高一貫教育の現状等

中高一貫教育校の特色

中学校と高等学校の6年間を接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的として、平成11年度から導入。

- 安定した環境の中で、6年間の学校生活を送ることができる。
- 6年間の計画的・継続的な教育課程を展開することができる。
- 6年間にわたり生徒を把握することができ、個性の伸長や優れた才能を発見できる。
- 学年の異なる生徒同士が共通の活動を通し社会性や豊かな人間性を育成できる。

中高一貫教育校の種類

「中等教育学校」

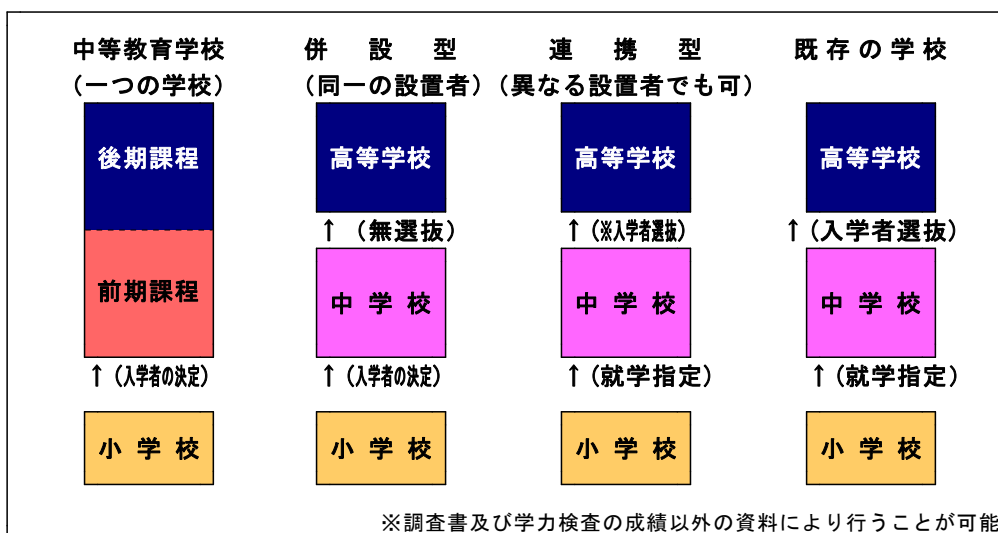
一つの学校として、6年間一体的に中高一貫教育を行う。

「併設型」の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する。

「連携型」の中学校・高等学校

市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施することができるよう、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する。

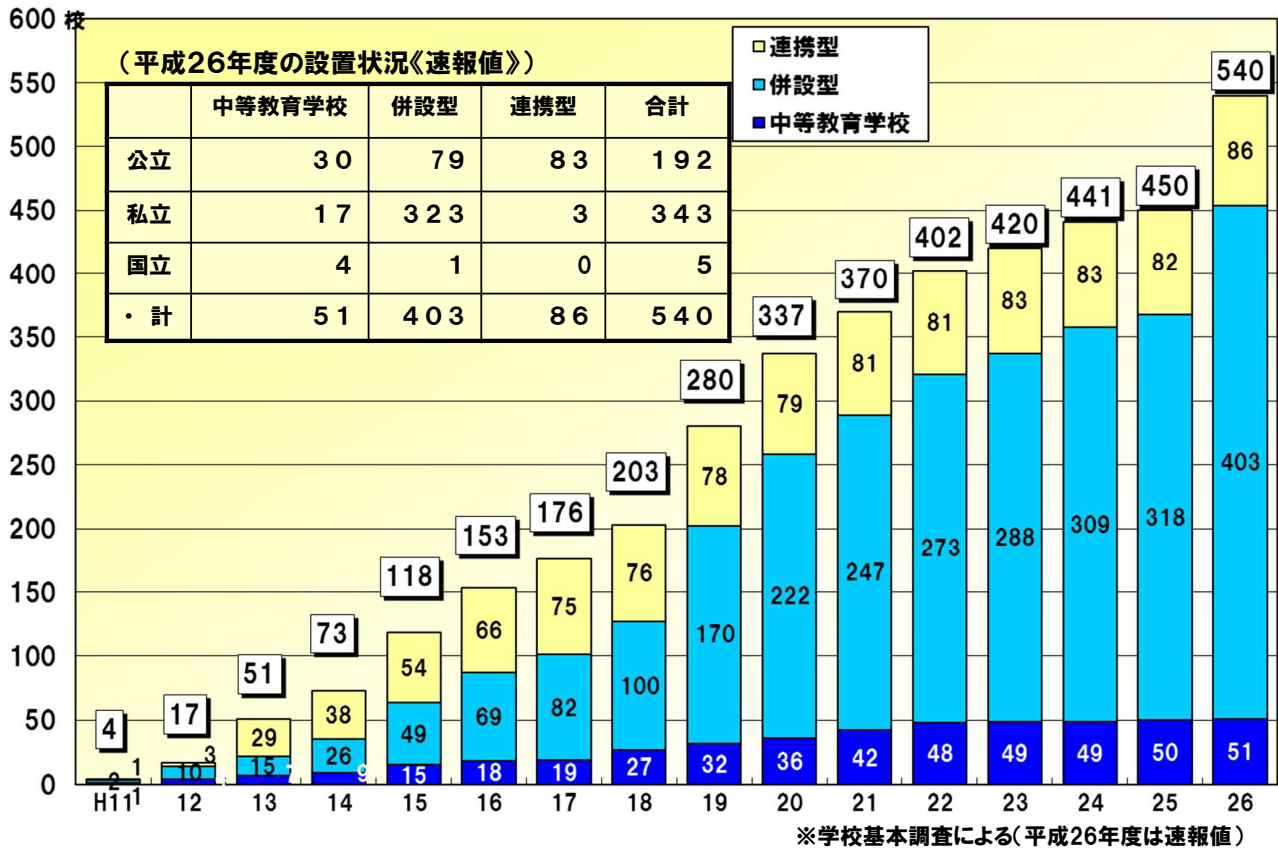


64

中高一貫教育校における特例（平成24年度～）

	一般の中学校・高等学校	中等教育学校・併設型	連携型
選択教科 による 各教科 の代替		各教科の授業時数を、年間70単位時間の範囲内で減じ、当該各教科の内容を代替することができる内容の選択教科の授業時数に充てることができる。	
中学校段階		○中学校段階内における指導内容の移行 前期課程（中学校）における各教科の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部を他の学年へ移行することが可能。この場合、元の学年で再履修しないことが可能。	
指導内容 の移行		①中学校と高等学校との指導内容の入れ替え 前期課程（中学校）と後期課程（高等学校）の指導内容の一部を相互に入れ替えが可能。 ②中学校から高等学校への指導内容の移行 前期課程（中学校）の指導内容の一部を後期課程（高等学校）へ移行することが可能。 ③高等学校から中学校への指導内容の移行 後期課程（高等学校）の指導内容の一部を前期課程（中学校）へ移行することが可能。この場合、後期課程（高等学校）で再履修しないことが可能。	
高等学校段階			
普通科 における 単位数	普通科における「学校設定科目」・「学校設定教科」について 卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限 20単位まで	36単位まで	

中高一貫教育校の推移

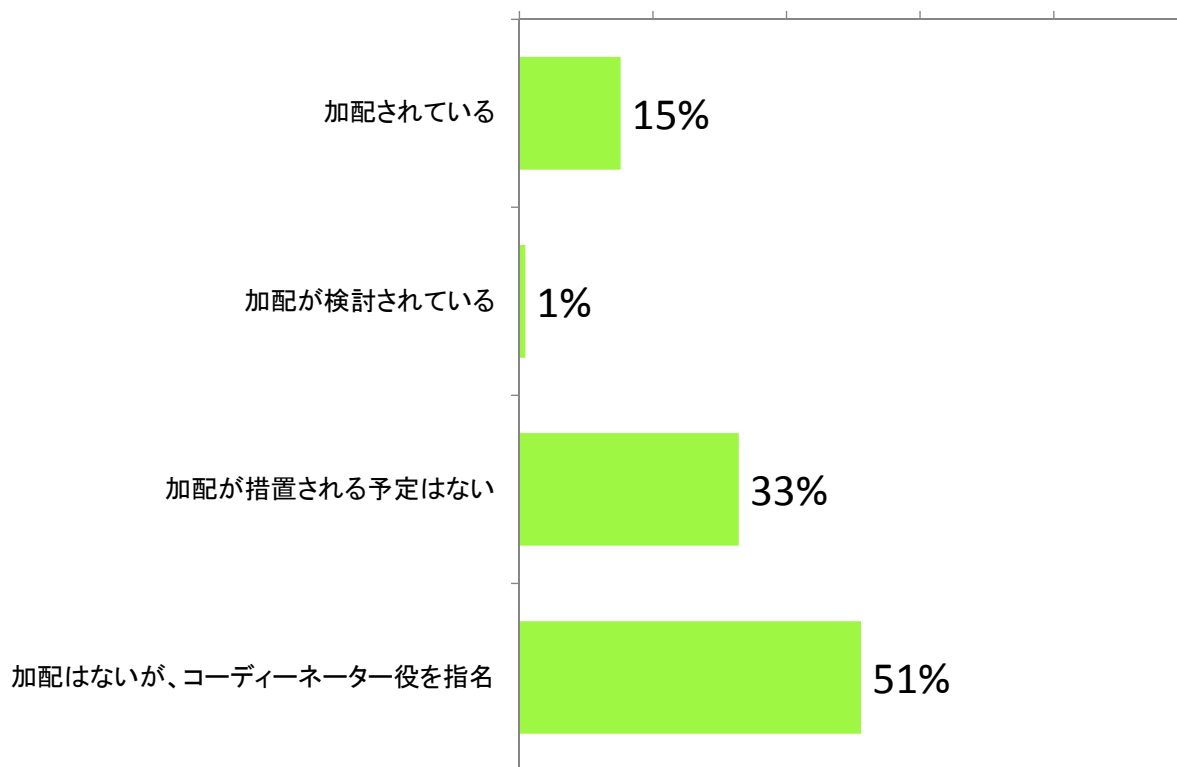


66

小中一貫教育関連基礎資料

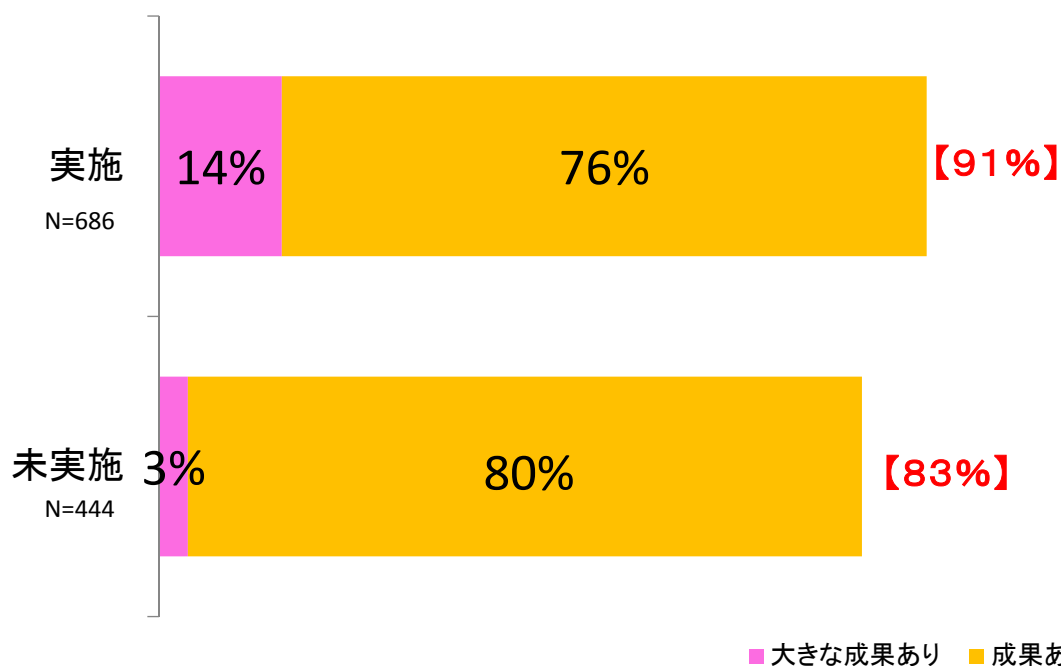
5 節 小中一貫教育の総合的な推進方策 関連

小中一貫教育のコーディネーター役を担う教職員の加配状況



N=1130(小中一貫教育実施件数)
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

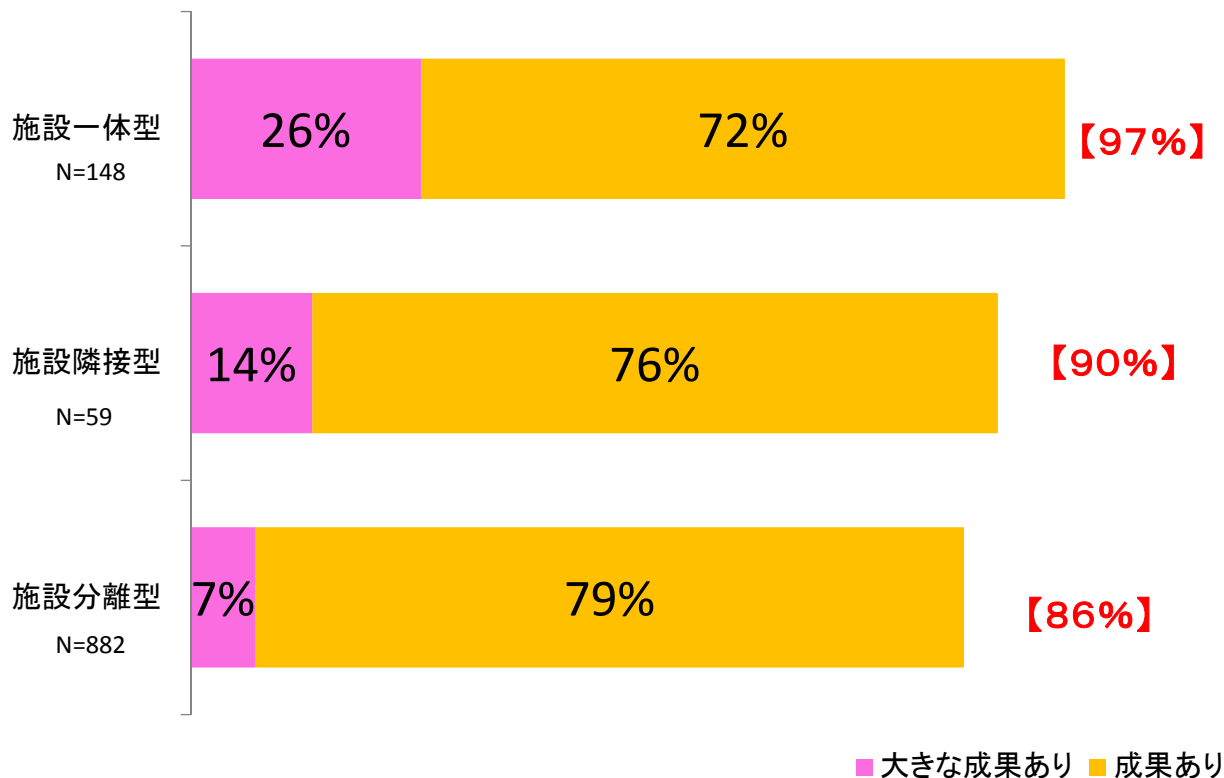
小中教員の乗り入れ授業実施状況 × 小中一貫教育の成果 クロス分析



出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

施設形態 × 小中一貫教育の成果 クロス分析①

総合評価

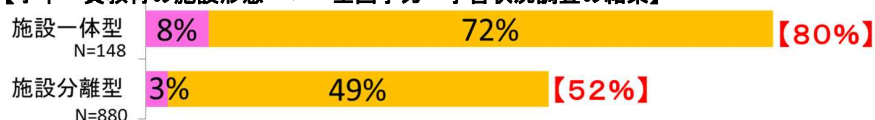


出典: 文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

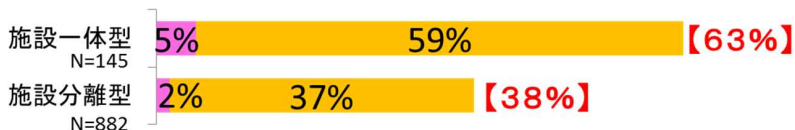
施設形態 × 小中一貫教育の成果 クロス分析②

■ 学習指導上の成果

【小中一貫教育の施設形態 × 全国学力・学習状況調査の結果】

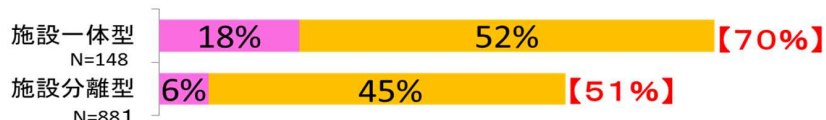


【小中一貫教育の施設形態 × 授業が理解できると答える児童生徒増加】

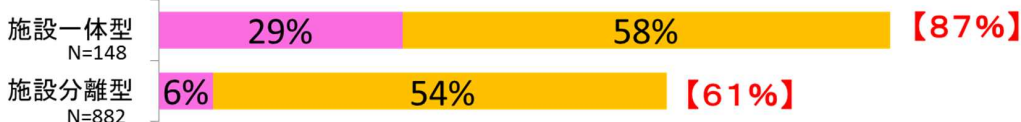


■ 生徒指導上の効果

【小中一貫教育の施設形態 × 不登校の減少】

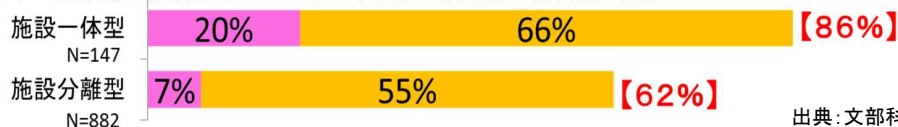


【小中一貫教育の施設形態 × 思いやりや助け合いの気持ちの育成】



■ 教職員に与えた効果

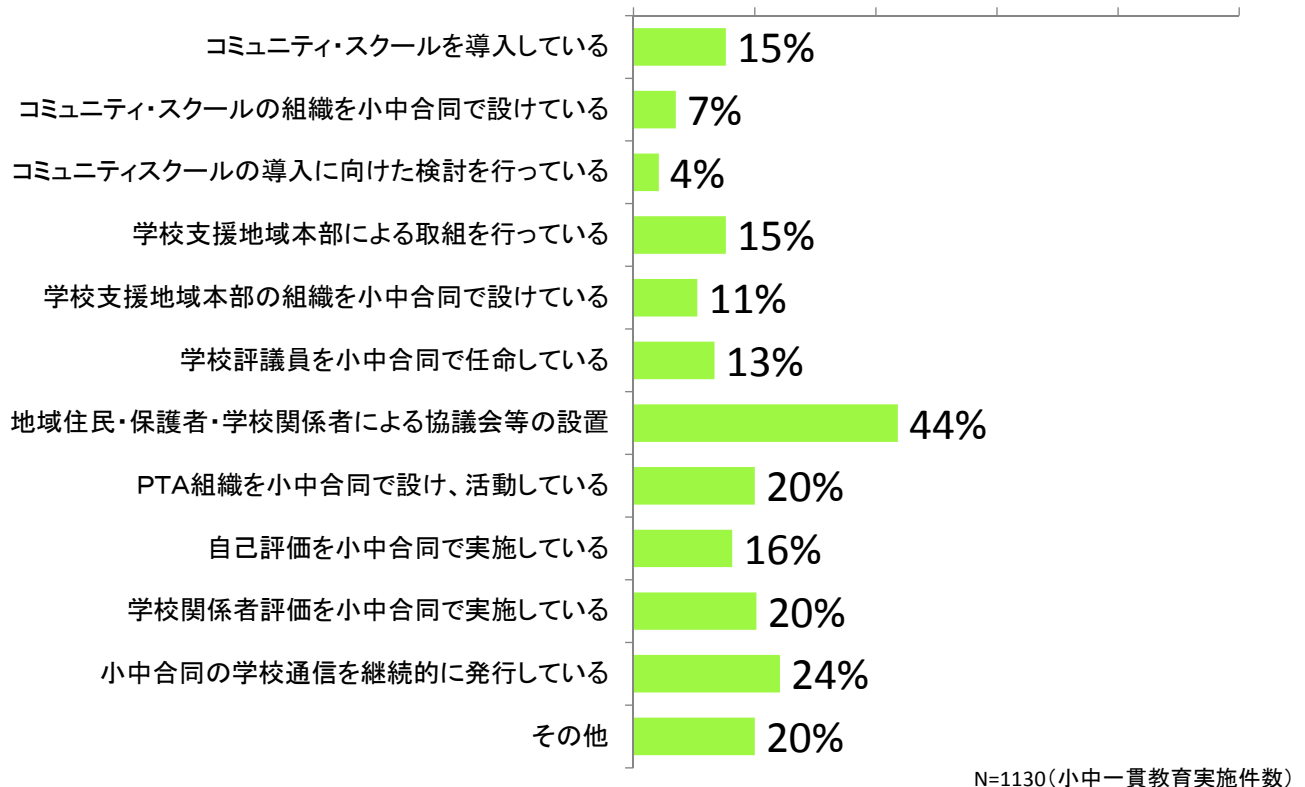
【小中一貫教育の施設形態 × 小・中学校の授業観や評価観の差】



■ 大きな成果あり ■ 成果あり

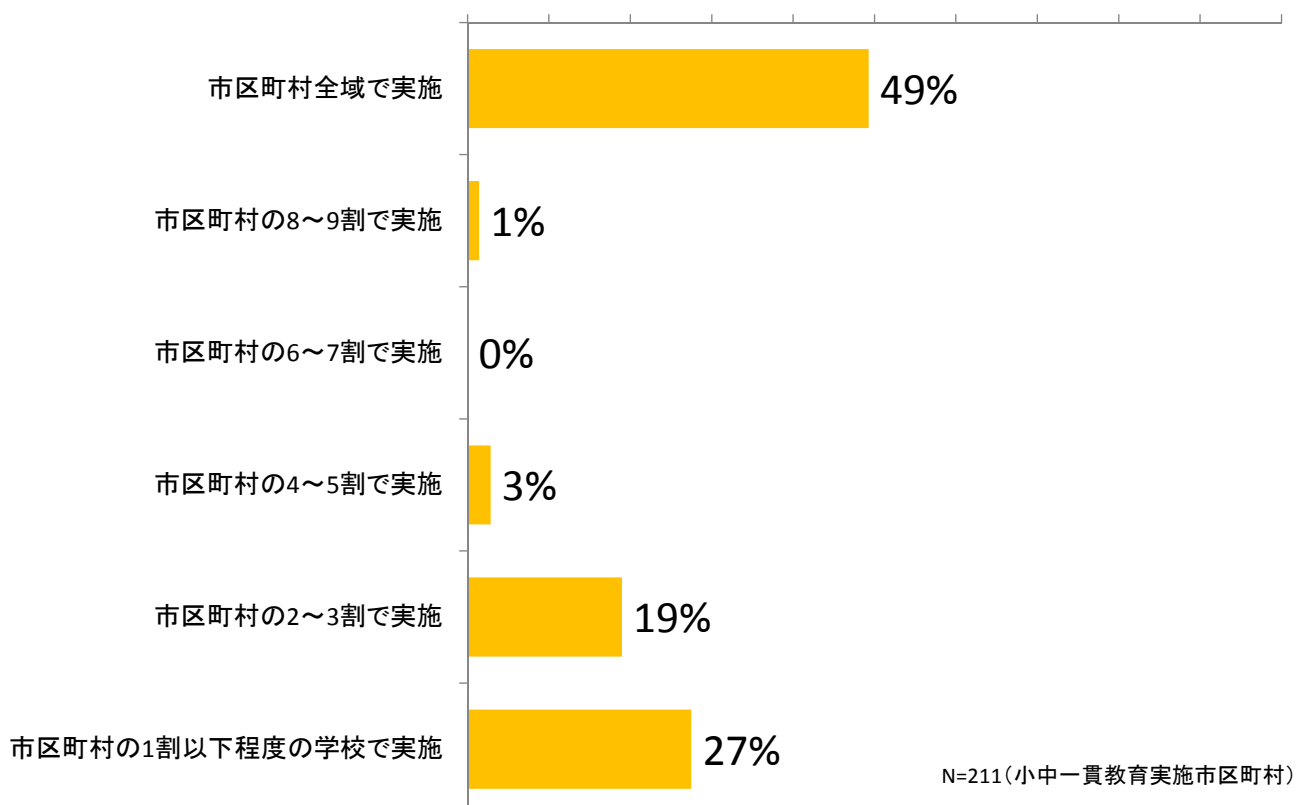
出典: 文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

地域や保護者との協働関係を強めることを目的に取り組んでいる事項



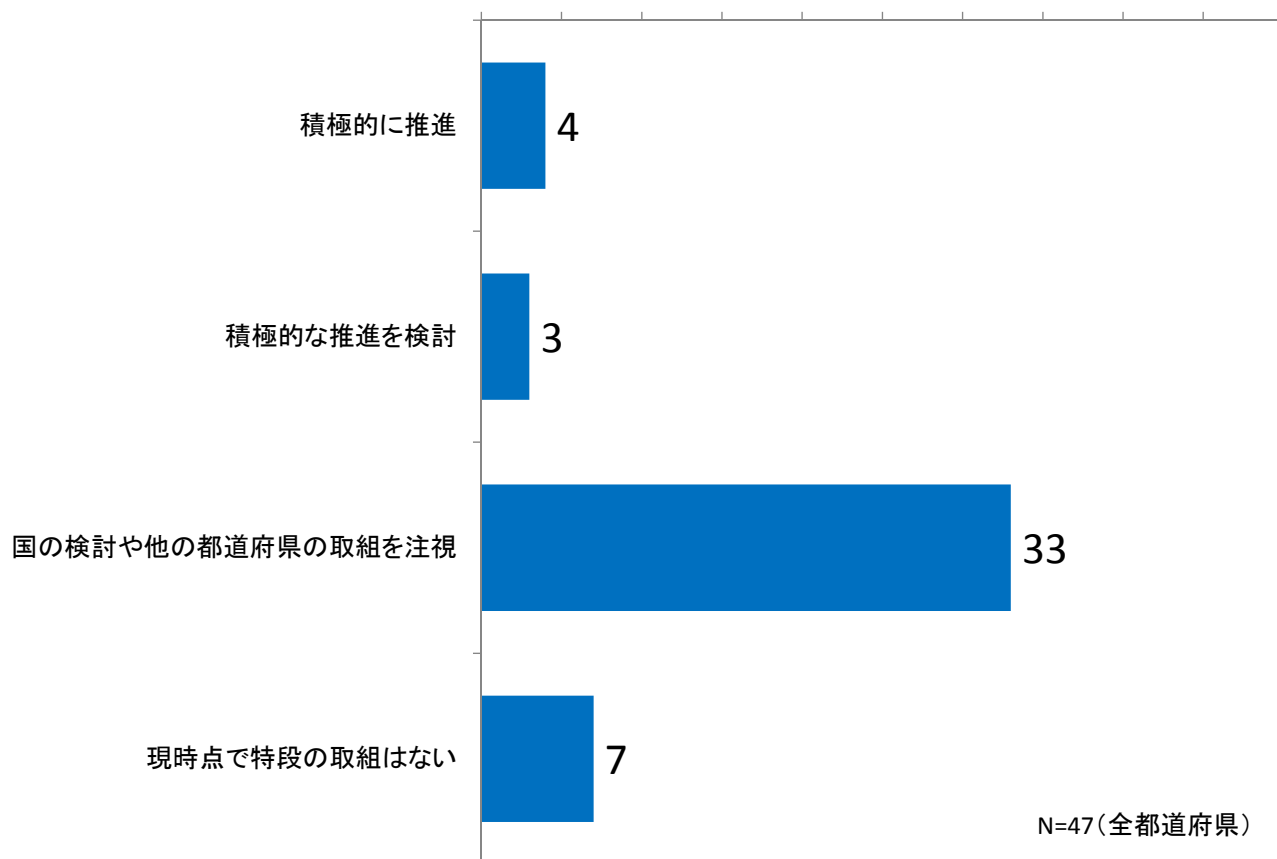
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

市区町村域内での小中一貫教育の実施割合



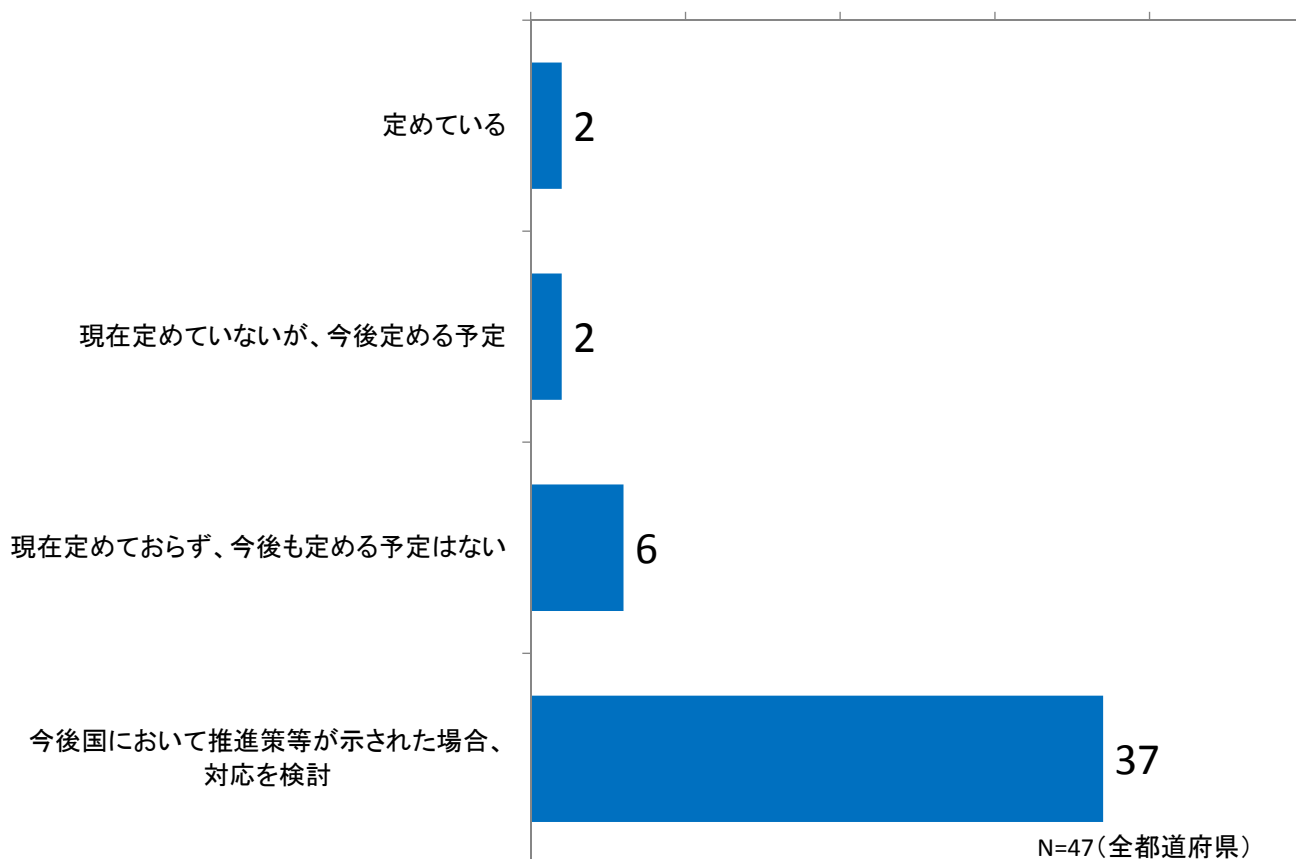
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

都道府県による小中一貫教育の推進状況

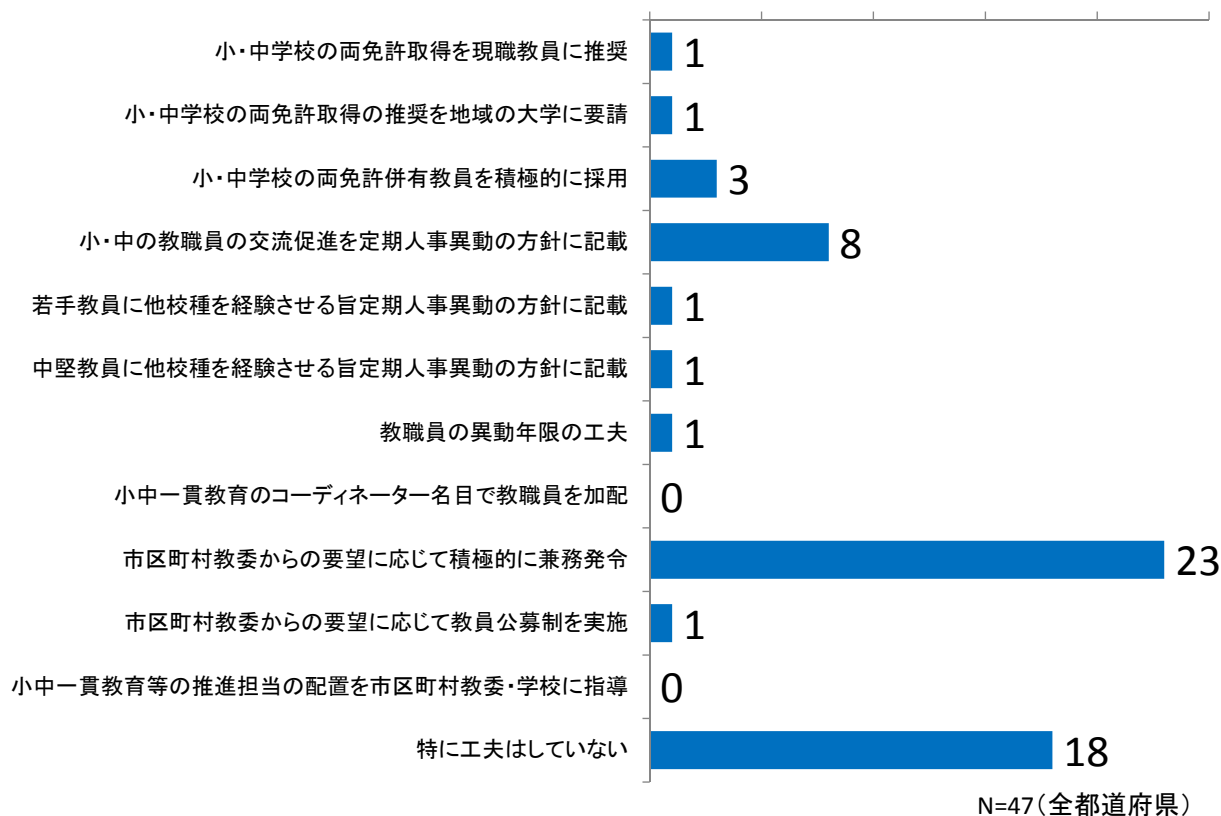


出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

都道府県による小中一貫教育を推進するための方針等の策定状況

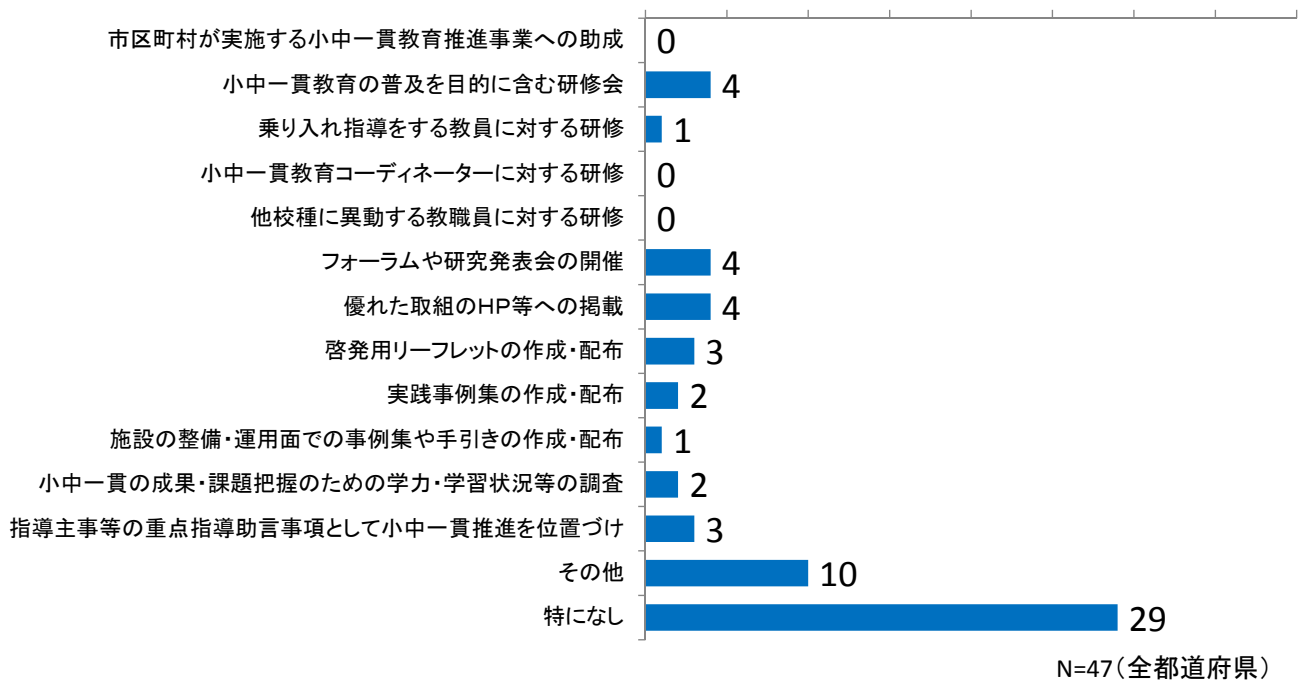


小中一貫教育を推進するための人事上の工夫



出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

都道府県による小中一貫教育を推進するための取組

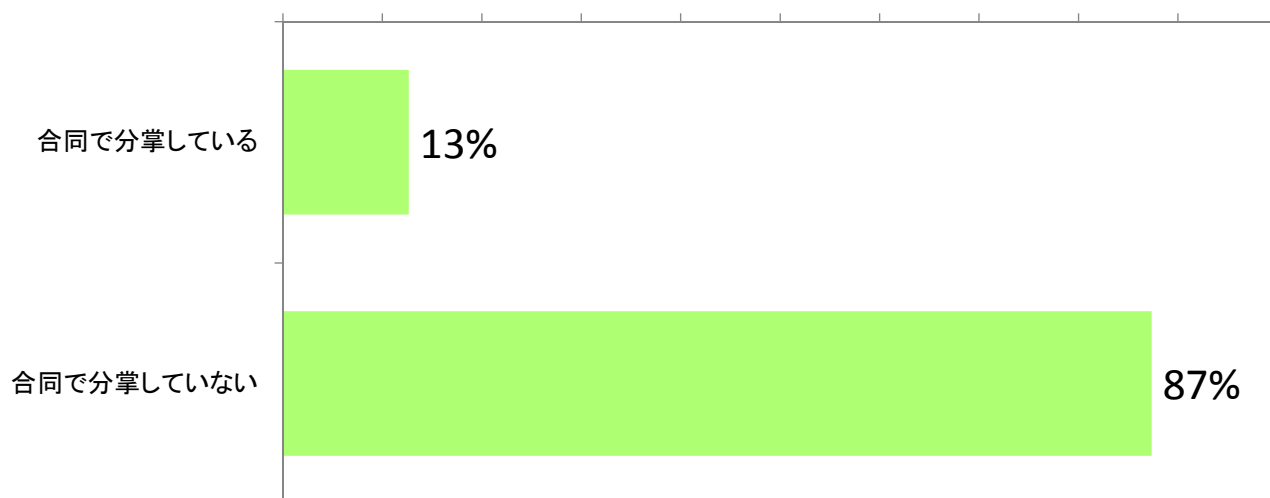


【その他自由記述で挙げられた主な取組】

- 小・中学校が連携した取組を進める上で求められる事項を整理した「小中連携チェックリスト」を作成し、全ての学校に配付
- 隣接型小中一貫教育校に係る教頭複数配置実践モデル校を指定
- 小中一貫教育の導入を検討している市町村、学校を支援するために担当指導主事等を派遣して指導・助言
- 校長研修会等で、小中一貫校の取組について事例発表をしてもらう
- 他県の小中一貫校への教員派遣

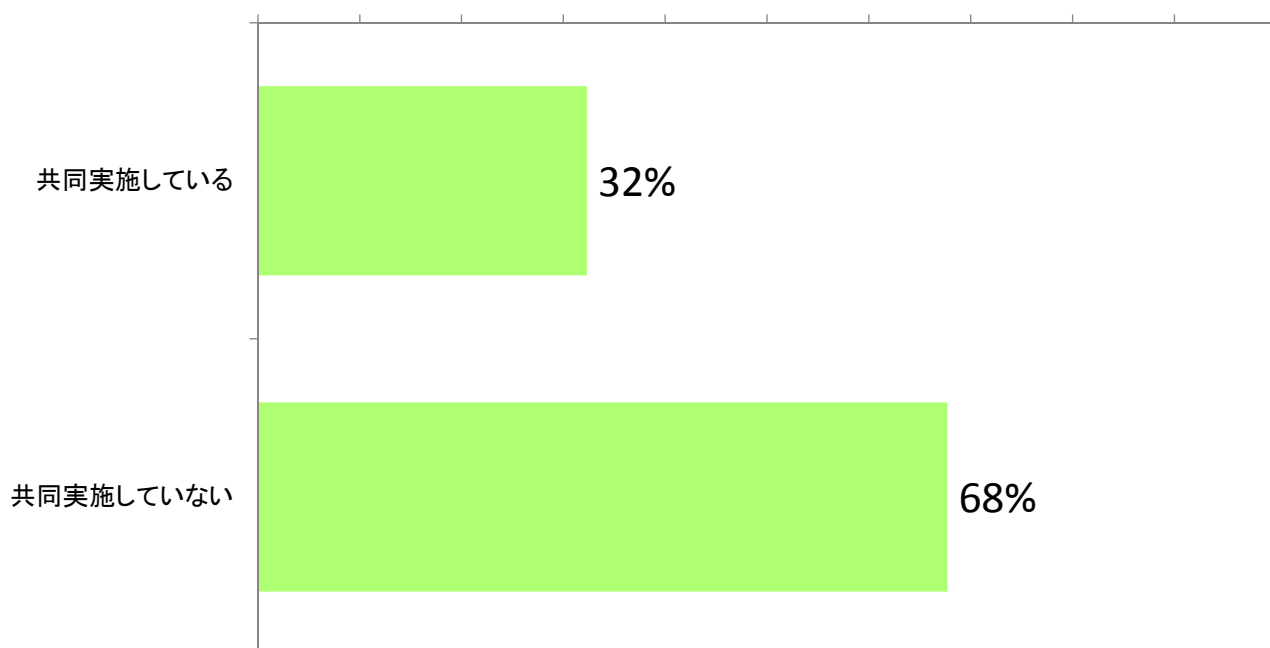
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小・中合同の校務分掌の状況



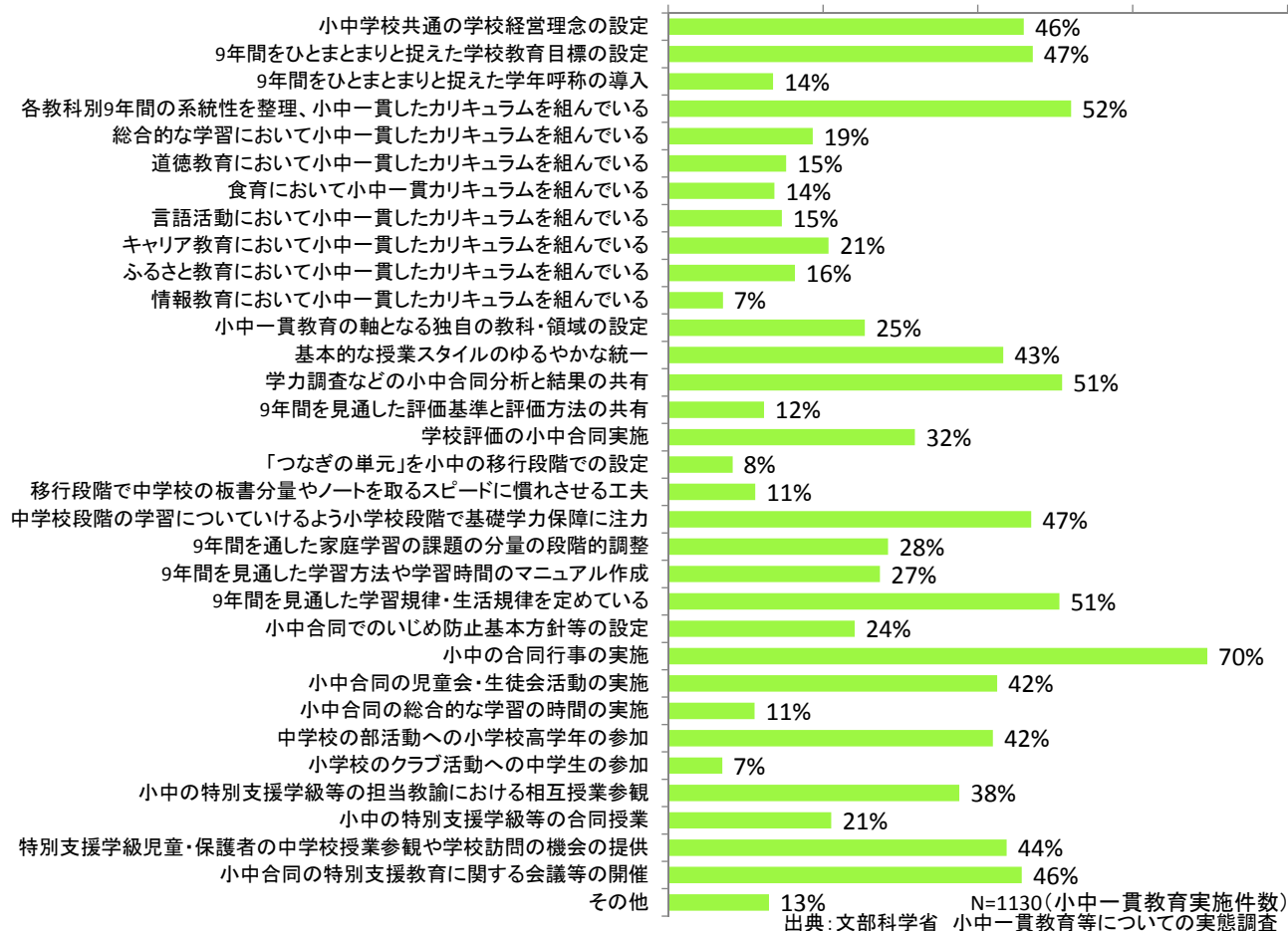
N=1130(小中一貫教育実施件数)
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

小・中学校での学校事務の共同実施の状況

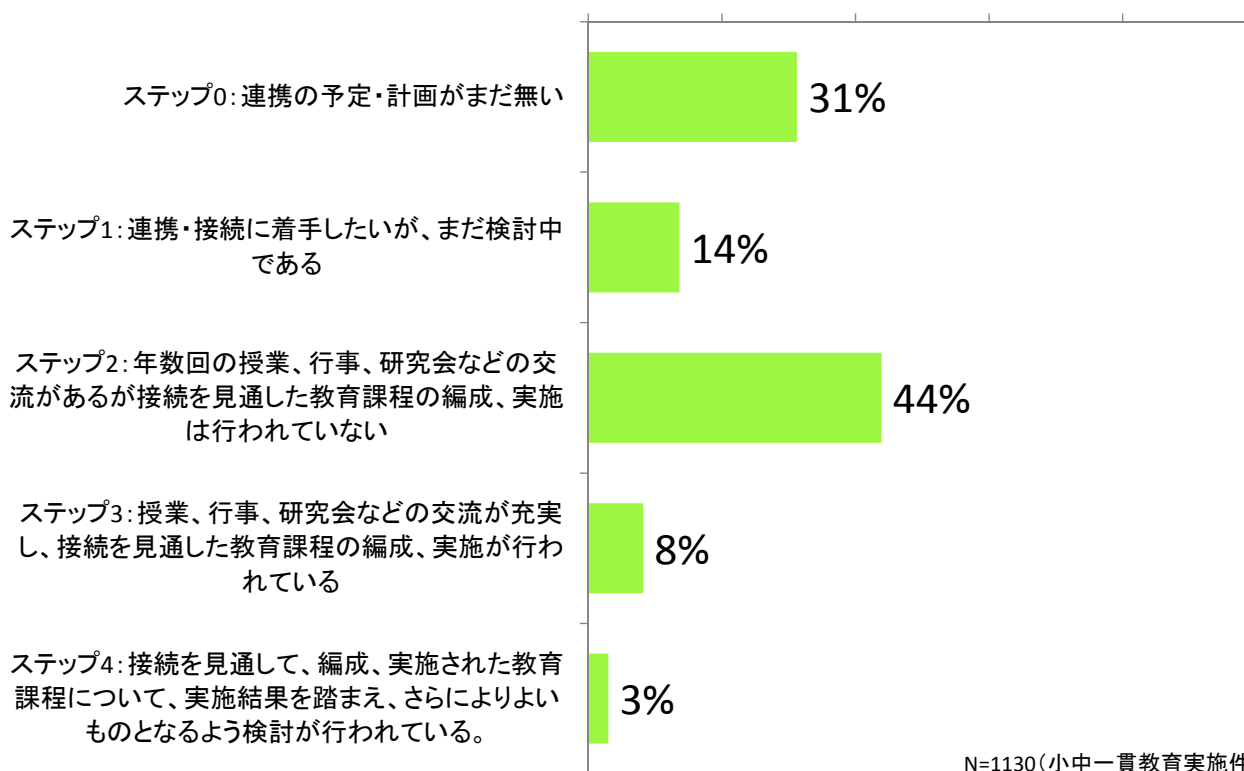


N=1130(小中一貫教育実施件数)
出典:文部科学省 小中一貫教育等についての実態調査

9年間の教育課程・指導方法の系統性・連続性の確保のための取組状況



幼稚園、保育所との連携・接続状況



※幼小連携のステップの分類については、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議報告書」(平成22年11月11日)による。

出典: 文部科学省 小中一貫教育等に関する実態調査

これからの学校教育を担う教員の在り方について（報告） —小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革—

平成26年11月 6 日
中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

はじめに

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会においては、平成26年7月にあった中央教育審議会への文部科学大臣の諮問を受け、小中一貫教育制度における教員免許制度の在り方及び教員の養成・採用・研修の全体の在り方の二つの事項について審議を行うこととなった。

これらのうち、小中一貫教育制度における教員免許制度の在り方については、小中一貫教育制度が早期の具体化を目指し本年内には中央教育審議会として結論を得るという全体的なスケジュールの下、本部会においても小中一貫教育制度における教員免許制度について速やかに具体的な提言を行うことが必要となった。

このようなことから、本部会では、9月19日、10月1日、10月29日の3回にわたり審議を行い、教員の養成・採用・研修の全体に共通する背景や課題、改革の方向性について議論するとともに、それらを踏まえつつ、まずは小中一貫教育制度における教員免許制度の在り方について検討し、本報告を取りまとめた。教員の養成・採用・研修の全体の在り方については、本年7月に示された教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループの論点整理も踏まえつつ、検討を進めていくこととしている。

1. 背景 ～教員の役割の重要性～

社会が急激に変化する中、我が国の教育にも、以下のような時代の変化に即した対応が求められており、教育を支える教員についても同様に、時代の変化に対応し、あるいは時代の変化を先取りし、教員にふさわしい資質能力を備える必要がある。

○ 知識基盤社会への対応

我が国においても知識基盤社会の到来とともに、知の創造の価値がこれまで以上に高まっている。そのような中、自ら課題を発見し、他者と協働してその解決に取り組む、新たな価値を創造できるような力を身に付けることが必要となっている。

○ 国際化への対応

世界全体の国際化が加速する中、多様な価値観と共存し、新しい価値を創造していくことが、これからの日本人に求められている。すなわち、イノベーションを創出し、多様な文化や価値観を受容し共生していくことができる人材や、国際的に活躍できる人材の育成が必要となっている。

○ 人口減少社会への対応

我が国を見ると、少子化と高齢化が同時に進行し、年齢構成バランスが著しく変化することが予想されている。50年後には、生産年齢人口が半分にまで減少し、社会保障においては、三人で一人を支えるという構図から一人で一人を支える構図へと変化することとなる。このような中、現在の豊かさを維持しつつ社会を安定させるためには、日本人の労働生産性を今より更に高めることが必要となっている。また、高齢化の進行により地域社会の維持が難しくなっていることが指摘されており、国民一人一人が社会に積極的に参画する意識を高め、社会を支えていくことが必要となっている。

これらの変化への対応方策の一つが、教育の質の向上であり、中でも学校教育をどこまで充実させられるかが、今後の我が国の未来を左右すると言っても過言ではない。

学校教育の質保証の仕組みとして、教科書等に関する諸制度など教育内容や教育方法に係る全国的な基準が整備されるとともに、教職員定数に関する諸制度や義務教育費国庫負担制度、県費負担教職員制度を通じて適切な教員の確保が図られている。さらに、直接児童生徒を指導する教員の役割は極めて重要であることから、教員の資質及び能力の維持向上及び開発を図るため教員免許制度や教員研修制度などが整備されている。

今後、日本や世界の未来の姿を見据えながら、我が国の学校教育について、その制度や運用をより一層現状に適合させるとともに、効果的・効率的なものとなるよう更なる改革を進めることが求められており、教員の養成・採用・研修についても同様に改革を進めていくことが必要である。

この報告において、以下の課題を踏まえ、教員の養成・採用・研修の各段階における取組に一貫性を持たせながら、これらの改革を方向付けることとする。

2. 課題 ～社会変化に伴い生じる様々な課題～

教員の養成・採用・研修の各段階における主な課題は以下のとおりであるが、これらの課題は相互に関連し合うものであり、これらの課題を一体的に捉え、教職生活全体を通じて学び続け、キャリア形成を図るよう、教育委員会、学校、大学がそれぞれの役割を明確にした上で連携・協働し、これを推進・支援する方策を講じることが重要である。

(1) 教員養成における課題

知識の伝達というこれまでの一般的な指導方法の更なる充実のほか、児童生徒が主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる力や、各教科横断的な視野で指導できる力、学校段階間の円滑な移行を実現する力など、従来の力に加え、新しい指導力が必要となっている。さらに、教員が社会の変化に対応するためには、養成段階は教員となる際に必要な基礎的・基盤的な学修を行う段階であることを踏まえると、揺るぎない教育観や児童生徒の発達に対する理解など教員としての基本的な知識や能力を備えている必要がある。また、特別支援教育、小学校英語の教科化、道徳の教科化、ICTの活用など、近年の教育改革の方向に合わせた教員養成課程の充実を図るとともに、生徒

指導や学級経営を行う力の育成にも対応することが求められている。実践的指導力を養うため、大学においては、教育委員会や学校現場の実情、ニーズを把握し、これらの者との共通理解の下に教員養成を行う必要がある。その際、教職生活全体を俯瞰して、養成段階で身につけるべき内容を整理する必要がある。さらに、豊かな知識と識見はもとより、大きく変動する社会の中での教育の在り方に関する理解や、多様化した保護者の関心や要求に対応できる豊かな人間性とたくましさ、小・中学校をはじめとした各学校の特色や関係性に関する幅広い知見を備えた教員を養成することも必要である。

（２）教員採用における課題

学校に対するニーズが複雑化・多様化する中、豊かな知識と識見はもとより、幅広い視野を持った個性豊かでたくましい人材を教員として確保することが必要である。また、一層多様化している児童生徒の興味・関心に対応するため、教科や指導法の一部についてより高い専門性を持った人材の確保も必要となっている。さらに、採用における当事者間のミスマッチを未然に防ぐため、採用前において学校現場を経験する機会を増やすなど、互いのニーズを符号させる工夫も必要である。

（３）教員研修における課題

OECDの国際教員指導環境調査（TALIS）によると、日本の教員は研修意欲は高いものの、日常業務の多忙化などにより、必要な研修のための時間を十分に確保することが困難な状況であることが判明した。このため、学校における業務の精選や効率化を進めるとともに、教職員の役割分担の見直しや専門家の活用、組織体制の強化などチームとしての学校の力の向上を図ることによって教員研修等のための機会を確保することが必要となっている。また、国、都道府県、市町村、学校がそれぞれ主体となって研修を行っているが、全体として体系立った研修が行われていない。このため、研修の実施主体が有機的連携を図りながら、教員のキャリアの段階に応じ、教員のニーズも踏まえた研修を効果的・効率的に行うことが必要である。さらに、研修成果の可視化についても工夫することが必要である。

（４）教員免許制度における課題

教育の質保証の仕組みの一つとして、我が国では教員免許制度が整備されている。この制度は、現在、学校種ごとの免許状を基本としているが、近年、学校種を超えた連携や学制改革の検討が進められる中で、次世代の免許制度の在り方について議論し、適切な見直しを行うことが必要となっている。

3. 改革の方向性

学校教育の成否は、正に教員の力量にかかっており、教員の資質能力を確実に開発・向上させることが我が国の学校教育の水準を高めることになる。その際、今後学校がチーム学校として、従来にはない組織としての機能が求められる中、教員についてもチー

ム学校を支える一員としての資質や能力が求められている。

このため、以下の「改革の視点」を持って、教員の養成・採用・研修の改革に取り組むことが重要である。

【改革の視点】

○ 多様性への対応

これまでの既成概念や固定観念にとらわれることなく、教育の目的の達成に向けて、多様な専門性や経験を有する人材によって多様な方法による教育を行うことができるような改革とする必要がある。

○ 体系的な取組

教員の資質能力の向上について、より効果的・効率的に取り組むためには、大学などにおける教員養成、教員採用、採用後の現職研修などの各段階を通じ、また、国、都道府県、市町村、学校などの取組主体が、一貫した理念の下、相互に関連して体系的に取り組む必要がある。この際、教職生活全体を通じた職能成長を促す観点から、教員養成、教員採用、現職研修や、その主体となる国、大学、教育委員会、学校等がそれぞれの役割とその分担を明確にしながら相互に緊密な連携・協働体制を構築する必要がある。とりわけ、独立行政法人教員研修センターの果たす役割は小さくなく、その機能強化を図ることが望まれる。

○ 次世代の教育像を意識した取組

現状の課題に即した具体的方策の検討という従来型思考による改革を着実に進めていくとともに、我が国は少子化・高齢化などの社会変化の速度が世界の中でも最も早く進行していることから、更に先んじて日本社会やその中の教育の将来像を描きつつ現在行わなければならない取組を逆算的に明らかにして、改革に取り組むことが重要である。

4. 小中一貫教育制度の整備に当たっての取組

(1) 現状

日本の学校制度は、戦後、6－3－3－4制の学制を基礎として構築され、戦後の復興、近代国家としての成長と発展に重要な役割を果たしてきたが、戦後約70年が経ち、少子化や子供の発達の早期化、小1プロブレムや中1ギャップ等の課題が指摘されているほか、子供たちの自己肯定感の低さなど、現在の学校制度が必ずしも子供の発達や能力に応じた効果的な制度とはなっていない現状がある。今後、政府としては、子供の自信や可能性、能力を引き出す教育を行うことができる制度の構築のため、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、9年間の中で教育課程の区分を弾力的に設定するなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにすることとしている。このため、この制度が円滑に機能するための教員免許制度はどうあるべきかについて検討する必要がある。

(2) 対応方策

① 小中一貫教育学校（仮称）の教員の免許状について

小中一貫教育学校（仮称）の創設に当たっては、義務教育段階の学校種を全て小中一貫教育学校（仮称）に統一するということではなく、小学校、中学校は引き続き存置させるとともに、地域の実情に応じて小中一貫教育学校（仮称）を置くことができるような制度設計となる予定である。

また、学習指導要領については、既存の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本とすることとなる。

小中一貫教育学校（仮称）は小学校・中学校の9年間の課程を一貫した教育を行う学校であることから、小中一貫教育学校（仮称）に配置される教員は、9年間の課程を見通した教育を行う力を有することが必要である。

このような点を踏まえつつ、本部会では、以下の3案について検討した。

- ア 小学校、中学校及び小中一貫教育学校（仮称）に対応した免許状の創設
- イ 小中一貫教育学校に対応した「小中一貫教育学校免許状（仮称）」の創設
- ウ 小学校教員免許状と中学校教員免許状の併有

これらの案については、学校の種類ごとの教員免許制度という現行制度を前提としつつ、以下の理由を考慮すると、当面の措置として、小学校及び中学校の教員免許状の併有をもって対応することが適当である。これは中等教育学校における教員免許状の取扱いとも整合するものである。

- 今回の小中一貫教育学校（仮称）の整備に当たっては、上記のとおり、小中一貫教育学校（仮称）に対応した学習指導要領を新たに作成することはせず、既存の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本とすることとなること。
- 小学校及び中学校教員免許状の併有者の数は十分とは言えないものの、一定数は確保できること、さらに、免許状の併有の促進策が一層講じられることが見込まれる中では、新たな免許状を創設する場合よりも機動的かつ迅速に人員の確保が可能であること。

両免許状を併有するという今回の対応方策については、小中一貫教育学校（仮称）において教員の機動的かつ迅速な確保を可能とすること等を踏まえたものである一方、平成14年中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」では、幼稚園・小学校・中学校の連携や中高一貫教育の取組状況などを踏まえつつ、教員免許状の総合化を中長期的な課題として検討すべきであることが提言されている。本部会においては、このような検討経緯も踏まえつつ、上記アやイにおいて示された免許状についても、今後の小中一貫教育の定着状況、教育課程の特例措置の活用状況なども考慮し、また、これからの学校を担う教員に必要な力を身に付けさせるための養成・採用・研修の在り方といった大きな視点から、引き続き検討を行うこととする。

なお、現職教員における両免許状の併有を促進するためには、人事や処遇等について教員の免許状の併有に関するインセンティブ措置を講じることが考えられる。このため、国、都道府県、市町村、学校においては、両免許状の併有の促進策について、それぞれの視点から検討する必要がある。

② 経過措置について

上記の方法をとった場合であっても、小学校教員で中学校教員免許状を有する者が約60%、中学校教員で小学校教員免許状を有する者が約30%であり、更に地域によりばらつきが見られることなどを踏まえると、小中一貫教育の推進のためには、中等教育学校の場合と同様に、当分の間は、どちらか一方の免許状を有することをもって相当する課程（小学校教諭免許状を有する場合には小学校課程、中学校教諭免許状を有する場合には中学校課程）の指導を可能とする経過措置を設けることが必要である。

この際、小学校及び中学校教諭免許状のどちらか一方を有する場合の指導範囲については、教科担任のみならず相当する課程の学級担任としての指導（道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導）を可能とすることが不可欠である（※）。

※ 中学校教員で小学校教員免許状を有する者の割合が極めて低いため、両免許状の併有者のみが学級担任を可能とした場合には、中学校課程における学級担任が可能な人員の確保ができない可能性が大きい。また、小学校教員で中学校教員免許状を有する者の割合は比較的高いものの、地域によっては併有率がかなり低く両免許状の併有者の確保が困難であることが想定される。さらに、併有を条件とした場合、小学校では一人の教員が1学級の学級担任としての指導と全教科の指導（一部の教科については専科担任制を採る場合も多い）を行うことが基本となっているにもかかわらず、小学校教員免許状のみを有する者が学級担任としての指導を行うことができないとなった場合、全教科の指導を行うものの学級担任としての指導だけができない教員が存在する一方で、学級担任としての指導だけを行う教員を別に配置せざるを得ないこととなり、指導体制や定数確保上も、適切な小学校運営が不可能となると考えられる。

なお、小中一貫教育学校（仮称）においては、基本的に、小学校課程において小学校教育が、中学校課程において中学校教育が実施されることから、小学校教員免許状を有する者であれば小学校課程において、中学校教員免許状を有する者であれば中学校課程において教育を行うことは可能であると考えられるが、9年間を見通した教育を適切に行うため、このような者については、必要な研修の実施や人員配置の工夫などの取組を行うことが望まれる。

③ 両免許状の併有の促進について

今後、小中一貫教育や小中連携教育の取組がより一層広まっていくことが考えられ、小中一貫教育学校（仮称）以外の学校の教員も9年間を見通した中での教育を推進していくことは重要である。小中一貫教育学校（仮称）の整備や小中連携教育の充実を図るためには、両免許状の併有者の確保をより一層円滑に行えるようにする必要がある。また、教員個人にとっても、異なる学校種での経験は自らの視野を広げるとともに、知識・技能の向上にも資するという観点から、両免許状の併有を促進することは有意義であると考えられる。

現在、現職の教員が隣接免許状を取得する場合、所定の講習等において必要な単位を修得することとなっており、例えば、3年の勤務経験のある小学校教員が中学校教員免許状を取得するためには14単位、3年の勤務経験のある中学校教員が小学校教員免許状を取得するためには12単位、それぞれ必要とされている。

今後、小学校及び中学校教員免許状の併有を進めるためには、この制度について、例えば取得する免許状に関連する教職経験等を勘案して単位数を軽減するなど、都道府県・市町村教育委員会の判断を踏まえつつ、教員個人の経験や能力に応じ、従来よりも容易に他の学校種の教員免許状を取得できるようにする措置等を講じることを検討する必要がある。

加えて、現職の教員が他の学校種の教員免許状を取得しやすくなるよう、大学や都道府県等における認定講習等を一層充実させる取組を行う必要がある。この際、国においては、例えば小学校及び中学校教員免許状併有のための認定講習、通信等を活用した認定講習等に関するモデル事業を実施し、その成果を全国的に普及することが期待される。

これらの取組により、小中一貫教育学校（仮称）に配置される教員については、例えば指導力に優れた教員や教科に関する専門性の高い教員、小中連携教育や小中一貫教育に関する経験の豊富な教員など多様な教員の配置が進み、これらの教員が学校内において幅広く活動できるようになることが期待される。

④ 他校種における指導範囲の拡大について

小中一貫教育における利点の一つは、小学校における専科指導を充実できることである。このため、小学校や小中一貫教育学校（仮称）における小学校課程において、中学校教員による専科指導が一層促進される措置を講ずるとともに、教員免許状の併有状況や現場のニーズ等を踏まえ、更なる他校種における指導範囲の拡大の必要性について検討を進める必要がある。また、小学校教員等が、中学校や小中一貫教育学校（仮称）の中学校課程においてティーム・ティーチングの活用などにより中学校教員等とともに指導を行えるような体制を構築することも重要である。

なお、これらの措置を経て、教員が他の学校種に係る教育活動に当たる場合には、より円滑に取組を行うことができるよう、市町村、学校等においては、必要な人材の見通しを立てた上で、計画的に教職大学院等において学び直しをさせるなど、適切な内容の研修をあらかじめ受講する取組を進めることが望ましい。また、上記の方法で教員を活用する場合には、個々人の教員が過度の負担を負うことにならないよう、市町村、学校等においては、必要な人員配置や校務分掌の見直しなど、適切な配慮を行う必要がある。

さらに、大学の教職課程の内容の見直しを検討する中で、例えば学校種別ごとに修得が求められている教職科目等の統合、小・中学校全体を俯瞰した児童生徒の発達の段階や教育問題に係る指導の充実などについても検討を進めていくことが重要である。

5. 今後の検討について

以上、小中一貫教育制度の整備に当たっての教員免許制度の改革について検討を進めてきたが、今後においては、教員政策全般にわたって、今後必要となる改革について検討を進めることとする。既に教員養成部会に設置した教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループにおいて、先行して必要な論点の整理が行われた。この論点整理を踏まえ、また、更に指摘される視点も加えながら、検討を進めることとする。

その際、具体的な検討事項については、

- ①教員免許制度の在り方について
- ②教員養成の在り方について
- ③教員採用の在り方について
- ④教員研修の在り方について
- ⑤その他

として、上記1～3の背景、課題、改革の方向性を踏まえつつ、鋭意検討を進め、来年夏頃を目途として一定の方向性を示すこととする。

参 考 資 料

これからの学校教育を担う教職員の在り方について(概要)

背景

- ・社会が急激に変化する中、我が国の教育も、知識基盤社会、国際化、人口減少社会といった時代の変化に即した対応が求められており、教育を支える教員についても新たな時代にふさわしい資質能力を備える必要

→ **教員の養成・採用・研修に一貫性を持たせつつ、改革を進める必要**

課題

<養成>

■新しい指導力の養成:

主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる力／各教科横断的な視野で指導できる力／学校段階間の円滑な移行を実現する力

■**近年の教育改革の方向に合わせた教員養成課程の充実**: 特別支援教育、小学校英語の教科化、道徳の教科化、ICTの活用など／生徒指導や学級経営を行う力／豊かな人間性やたくましさ

<採用>

■幅広い視野・専門性を持つ個性豊かな人材の確保／■採用前に学校現場を経験する機会の充実

<研修>

■教員研修の機会確保／■研修の体系化、国・地方・学校の有機的連携／■研修成果の可視化

<教員免許制度>

学校種を超えた連携や学制改革の検討をふまえ、次世代の免許制度の在り方について検討

改革の方向性

- 多様性への対応**: 多様な専門性や経験を有する人材が多様な教育を行う
- 体系的な取組**: 大学などにおける養成、採用、研修などの各段階を通じ、国・都道府県・市町村・学校などの取組主体が一貫した理念のもと、体系的に取り組む
- 次世代の教育像を意識した取組**: 日本社会や教育の将来像を描きつつ、現在行わなければならない取組を明らかにしながら改革に取り組む

小中一貫教育制度の整備に当たっての取組

○小中一貫教育制度の円滑な導入・運用に必要な免許制度:

小学校教員免許状及び中学校教員免許状の**併有を基本とする**

○経過措置等:

- ・当分の間、**どちらか一方の免許状で相当する課程の指導を可能**とする
(小学校免許状→小学校課程、中学校免許状→中学校課程)

○免許状併有促進のための環境整備:

- ・免許状取得要件上の工夫(教職経験等を勘案し、必要単位数を更に軽減する等)
- ・免許法認定講習の開設支援 など

○その他:

- ・中学校教員による小学校における専科指導が一層促進されるための措置の検討
- ・現行免許状での他校種における指導可能範囲の拡大の検討 など

まとめ(平成26年内)

上記背景、課題、改革の方向性を踏まえつつ、教員免許制度の改革、教員養成の充実方策、教員採用における工夫、教員研修の充実方策等についても検討

まとめ(平成27年夏頃)